

令和7年度島本町社会教育関係団体の認定申請について

- 1 趣 旨 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条の規定に沿った社会教育関係団体の認定につき、島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第5条の規定に基づいて、令和6年度の登録申請がありました。

※社会教育法第10条

この法律において、「社会教育関係団体」とは、法人である与否とを問わず、公の支配に属していない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

- 2 申請期間 令和6年11月11日（月）から令和6年12月13日（金）まで
- 3 申請数 8団体
- 4 提出書類 島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第5条に基づく
○社会教育関係団体認定申請書
○定款または規約等
○令和6年度事業・活動報告書（見込み）
○令和6年度決算・収支報告書（見込み）
○令和7年度事業・活動計画書（案）
○令和7年度収支予算書（案）
○役員名簿及び構成人員数
- 5 認定期間 令和7年4月1日（月）から翌年3月31日（月）まで
※島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱第4条による

島本町社会教育関係団体認定基準に関する要綱

(平成9年4月1日)

最近改正 平成13年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条の規定に沿った社会教育関係団体（以下「関係団体」という。）の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 関係団体として認定できる団体は、おおむね次の要件を満たさなければならない。

- (1) 町内広域にわたって社会教育に関する活動を計画的、継続的（おおむね1年以上の期間をいう。）に行い、その成果が期待できる団体であること。
- (2) 民主的な機構、規約等を有し、運営、活動のため自ら経理し監査する等、会計機能を確立していること。
- (3) 公の支配に属さず自主的な運営がなされ、営利事業を行っていないこと。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行ない、又は公私の選挙に関し特定の候補者の支持を行わないこと。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援しないこと。
- (6) 構成員は原則として、町内在住又は在勤・在学者であること。
- (7) 広報活動等を行い、全住民に事業への自発的参加の機会を与え、島本町教育委員会（以下「委員会」という。）の主催する行事へ積極的に協力、参加できること。

(援助等)

第3条 関係団体として認定した団体（以下「認定団体」という。）に対し、必要に応じ委員会は、次の援助及び指導助言を行うことができる。

- (1) 社会教育施設の事業に支障がない範囲で、施設の使用に関する便宜
- (2) 運営に関する指導助言
- (3) 事業への講師の斡旋又は派遣
- (4) 必要な資料、機材の提供、調査研究への協力
- (5) その他必要な援助及び指導助言

(認定期間)

第4条 関係団体の認定は、原則として毎年4月1日を基準として行い、認定期間は、認定した日から認定の日の属する年度末までとする。

(申請)

第5条 認定を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を委員会が指定する期日までに、委員会に提出しなければならない。

- (1) 社会教育関係団体認定申請書（様式第1号）
- (2) 定款又は規約等
- (3) 前年度事業・活動報告書（様式第2号）及び決算・収支（見込）報告書（様式第3号）
- (4) 当該年度事業・活動計画書（様式第4号）及び予算・収支見込書（様式第5号）
- (5) 役員名簿及び構成員の人数

2 継続して関係団体の認定を受けようとするときも、前項に掲げる関係書類を提出しなければならない。

(認定)

第6条 委員会は、前条により申請のあったときは、関係書類を審査し、島本町社会教育委員会議の意見（以下「意見」という。）を聴いたうえ認定する。

(取消)

第7条 委員会は、認定後においても第2条の要件を満たさないと認められるときは、意見を聴いたうえ認定を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成8年6月15日から施行する。

(廃止)

- 2 社会教育関係団体登録基準（以下「旧基準」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行の際、現に旧基準に基づき登録されている社会教育関係団体については、この基準により認定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

社会教育関係団体認定申請書

令和 6 年 12 月 9 日

島本町教育委員会

教育長 横山 寛 様

団体名	島本町文化協会
(発足年月日)	(昭和39年4月1日)
所在地	島本町若山台2-2-24-302
代表者氏名	釜谷 昌宏
連絡先	同上
電話番号	075-962-6954

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町文化協会 規約

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は島本町文化協会と称し、団体の所在地を文化協会会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 この会は趣味を通じて、文化の向上をはかり、明朗健全な生活環境をめざし地域の発展に寄与する。

第 3 条 この会は第 2 条の目的を達成するために次の行事・活動を行う。

- (1) 練習会、研修会、発表会。
- (2) その他必要と認める行事・活動。

(構成員)

第 4 条 この会は、「文化協会」の各部に所属している者で組織する。

(役員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 相談役 1 名
- (2) 会長 1 名
- (3) 副会長 2 名
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 書記 1 名
- (6) 会計 1 名
- (7) 会計監査 2 名
- (8) 理事 各部の代表者

(役員会及び役員の選出)

- 第 6 条 (1) 役員会は、第5条の役員で構成する。(8)項の理事は、各部の代表者が務める。
(2) 第5条の(1)～(7)の役員は、理事の協議により会員の中より選出する。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とし、後任役員は前任者の残任期とす。但し再任を妨げない。

第 8 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を総括し会を運営する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会を運営する。
- (3) 事務局長は、会長の指揮を受け会の運営に当たる。
- (4) 理事は、部を統括し部の発展につとめ、会との連絡に当たり役員会に参画する。
- (5) 書記は、会長、事務局長の指示により、会の事務に当たる。
- (6) 会計は、会運営の会計を行う。
- (7) 会計監査は、会計を監査する。

(会計及び会計年度)

- 第 9 条 (1) この会の会計は、各部よりの会費と、町の助成金及び事業収入、寄付金を充てる。
(2) この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 10 条 この会の会費は、それぞれの部に属する会員数に応じ会計に納入する。

年額 1人につき 1,000円 退会後も返付しない

(部会)

第 11 条 この会に属するそれぞれの部は、島本町文化協会〇〇部と称し、それぞれの部に相応しい活動を行う。あらたに部を置くときは、役員会にはかり承認を得る。

(部会の代表者)

第 12 条 それぞれの部会に次の代表者を置く。

部長 1 名 副部長 若干名

(役員会の職務)

第 13 条 役員会は会長が招集し、原則として月1回開催し、次の事項を役員会で決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 各事業の詳細計画・反省、
- (3) 予実算の管理
- (4) その他重要な事項

(総会)

- 第 14 条 (1) 総会は、各部の部員(本会の構成員)で構成する。
(2) 総会は会長が招集し、原則として年1回開催する。
(3) 総会において、役員は、役員会で決定した次の事項について出席者の承認を得る。
① 事業の活動報告と次年度の活動計画
② 会計の決算報告と監査結果報告
③ 次年度の予算案の承認
④ 役員の承認
(4) 構成員の総会への出席は、任意とし、総会出席者の過半数の賛成で承認とする

(設立)

第 15 条 本会の設立年月日は昭和39年4月1日とする。

(附則)

(この規約は 昭和 45 年 6月 9日から実施する)

(この規約は一部を変更し 昭和 50 年 4月 20日から実施する)

(この規約は一部を変更し 昭和 61 年 4月 20日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 8 年 4月 14日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 18 年 4月 15日から実施する)

(この規約は一部を変更し 平成 23 年 4月 17日から実施する)

第14条規約の変更、その他重要事項は役員会で決定)

(この規約は一部を変更し 平成 25 年 4月 20日から実施する。

第13条 会計監査の結果を総会で行う。

第11条 顧問の項目を削除し以降繰り上げる。

第16条 に慶弔費の規約を設ける)

(この規約は一部を変更し 平成 26 年 4月 20日から実施する。

第 5条 副会長 3名→2名 書記 2名→1名に変更)

(この規約は一部を変更し 平成 27 年 4月 13日から実施する。

第16条 慶弔費 削除 ¥5,000/1件)

(この規約は一部を変更し 平成 29 年 4月から実施する。

第10条 会費を年額1,000円に変更)

(この規約は一部を変更し 平成 31 年 4月6日から実施する。

第 1条 「事務局」を「団体の所在地」に変更する。

第 4条 「構成」を「構成員」に変更し、「所属している者」とする。

第16条 本会の設立年月日を明記する)

(この規約は一部を変更し 令和 3年 1月 9 日から実施する。

第 6条 役員の選出を、会長の委嘱から理事の協議とする。

第 9条 会計年度を設定した。

第12条「部会役員」を「部会の代表者」に変更した。

第13条 ①「部会役員の職務」を「役員会の職務」とし、職務内容を明確にした。

②第13条と第14条と統合し、以降繰り上げる。

第14条 総会の開催時期、協議内容、承認等を明確にした)

(この規約は一部を変更し 令和 3年 7月 10日から実施する。

第 3条 (2)項(必要に応じた社会事業)を削除して、(3)項を(2)項に繰り上げる。

(この規約は一部を変更し 令和 4年 4月 1日から実施する。

第2条 (目的)の「郷土社会」を「地域」に変更する。

第3条 「…事業」(2カ所)を「…行事・活動」に変更する。

令和6年度事業・活動報告書

団体名 島本町文化協会

NO	事業	開催月日	事業の目的及び内容
①	総会	4月20日	令和5年度活動及び決算報告、令和6年度活動計画の報告
②	史跡探訪	6月29日	高槻市の今城塚古墳付近散策 (10:00~12:00)
③	島本文化のつどい	6月16日	一般町民との交流および会員募集を目的として、年間の活動成果発表会を開催しました
4	島本夏祭り	8月4日	島本夏祭りに民謡部が参加しました
5	社協祭り	9月7日	ハーモニカ部が協力しました
6	島本文化祭	11月3.4日	文化祭参加実行委員2名派遣 (茶華道部 アートフラワー部、囲碁・将棋部などが参加)
7	街頭啓発	11月25日	町生活環境美化週間・街頭啓発に参加した
⑧	定例役員会	毎月1回	各行事のスケジュール調整、詳細計画、反省、予実算フォローその他
⑨	ボランティア活動	(不定期)	高齢者福祉施設などへの訪問 (ハーモニカ、民謡、マジックなど) 及び学校での生け花指導等を継続的に実施計画でしたがほぼ中止でした。
10	他団体・行事への参加協力	随時	文化祭参加実行委員2名派遣 社会福祉協議会組織構成会員、 町環境美化推進協議会幹事 島本町人権まちづくり協会に入会

註) 番号の○は文化協会主催の行事です。

様式第3号

令和 6 年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本町文化協会

収入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	23,086	
文化協会会費	72,000	会員数 72名 x 1,000円
町補助金	70,000	島本町補助金
事業参加費	0	研修会 中止、新年会中止
バザー売上金	16,390	
お茶席会費	13,200	大人40名×300円 小人15人×200円
基金繰り入れ	7,500	会費
合 計	202,176	

支出

項 目	金 額	内 訳 説 明	(内補助金)
総会費(役員会)	2,070	資料代、印刷費	
文化の集い	53,017	会場費, その他雑費	66,151
	20,000	お茶席	
研修会費	40,000	次年度開催のため積立	
史跡探訪	1,540	交通費、ガイド協力金	
通信事務費	10,204	切手、封筒、その他通信費	
消 耗 費	3,660	用紙、印刷、コピー代、ファイルなど	
広 報 費	5,000	展示用アートフラワー	
会 費	7,500	社協、人権協他	
補助金返納	3,849	70,000-66,151=3,849	
基金繰り入れ	16,390	バザー売上金	
次期繰越金	38,946		
合 計	202,176		66,151

収支差引額 (収入) 202,176 円—(支出) 202,176 円 = 0 円

《基金残高報告》

項 目		金 額 (円)	備 考
収入	令和 5 年度末残高	48,786	
	令和 6 年度積立金	16,390	バザー売上金
支出	令和 6 年度予算に繰り入れ	7,500	会費
令和 5 年度末残高		57,676	

《研修会積立金》	項 目	金 額 (円)	備 考
	令和 5年度末残高	0	
	令和 6年度積立金	40,000	令和6年から実施
	令和 6年度末残高	40,000	

様式第 4 号

令和 7 年度事業・活動計画書

団体名 島本町文化協会

NO	開催月	事業の目的及び内容
①	令和 7 年 4 月	総会（令和 6 年度活動及び決算報告、令和 7 年度活動計画・予算審議）
②	5 月	史跡探訪（見聞を広めるため、近隣の史跡を見学する）
③	6 月	文化のつどい（一般町民との交流および会員募集を目的として全員参加による、年間の活動成果発表会を開催）
4	6 月	町生活環境美化週間・街頭啓発参加
5	8 月	島本夏祭り参加
6	9 月	社協まつり参加
⑦	10 月	研修会（文化施設、歴史資料の見学・研修）
8	11 月	文化祭参加（実行委員 2 名派遣および茶華道部、俳句部、アトワラー部、囲碁・将棋部などが参加予定）
9	11 月	町生活環境美化週間・街頭啓発に参加
⑩	毎月 1 回	定例役員会（各行事詳細計画、反省、予実算フォロー）
⑪	不定期	ボランティア活動（高齢者福祉施設などへの訪問、慰問を継続的に実施）
12	他団体・行事への参加協力	町文化祭実行委員 社会福祉協議会組織構成会員 町環境美化推進協議会幹事 島本町人権まちづくり協会に入会

註）番号の○は文化協会主催の事業を示す。

令和 7 年度予算・収支（見込）書

団体名 島本町文化協会

収入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	38,946	
文化協会会費	72,000	会員 72名 x 1,000円
町補助金	70,000	島本町補助金
事業参加費	250,000	研修会 30名 x 7,000円 + 積立金40,000
バザー売上金	10,000	
お茶席会費	15,000	大人40名 x 300円 小人15名 x 200円
基金から繰り入れ	7,500	
合 計	463,446	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
総 会 費	3,000	資料代、印刷費、	
文化のつどい	85,000	会場費、その他雑費	70,000
	20,000	お茶席	
研修会費	290,000	拝観料、入館料	
史跡探訪	4,000	交通費、ガイド協力金	
通信事務費	12,000	切手、封筒、その他通信費	
消 耗 費	5,000	用紙、印刷、コピー代、ファイルなど	
広 報 費	5,000	展示用アートフラワー	
会 費	7,500	社協、夏祭り、人権協他	
基金繰り入れ	10,000	バザー売上金	
予 備 費	21,946		
合 計	463,446		70,000

収支差引額 (収入) 463,446 円—(支出) 463,446 円 = 0 円

《基金残高報告》

項 目	金額(円)	備 考
収入		
令和 5年度末残高	57,676	
令和 6年度積立金	10,000	バザー売上金
支出		
令和 6年度予算に繰り入れ	7,500	会費
令和 6年度末残高	60,176	

《研修会 積立金》

項 目	金額(円)	備 考
収入		
令和 6年度末残高	40,000	
令和 7年度積立金	0	
支出		
令和 7年度予算に繰り入れ	40,000	
令和 7年度末残高	0	

令和 7 年度 島本町文化協会役員名簿

文化協会 役員

役 職	氏 名	住 所	電 話
相 談 役			
]]会 長	釜 谷 昌 宏	若山台 2-2-24-302	962-6954
副 会 長			
”			
会 計			
事 務 局 長			
書 記			
監 査			
”			

文化協会各部代表者

◎:部長 ○:副部長

	部 名	人数	役職	氏 名	住 所	電 話
1	詩吟	2	◎ ○			
2	将棋	8	◎ ○			
3	茶華道	15	◎ ○			
4	囲碁	12	◎ ○			
5	アートフラワー	1	◎ ○			
6	民謡	7	◎ ○			
7	舞踊	3	◎ ○			
8	ハーモニカ	4	◎ ○			
9	民謡 若竹会	18	◎ ○			
10	マジック	2	◎ ○			

文化協会会員総数

72 名

社会教育関係団体認定申請書

令和 6 年 12 月 13 日

島本町教育委員会

教育長 横山 寛 様

団体名 島本町PTA連絡協議会

(発足年月日)

所在地 大阪府三島郡島本町水無瀬1丁目19-4

代表者氏名 板井 義治

連絡先 075-961-1197

電話番号 090-3034-8602

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町PTA連絡協議会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、島本町PTA連絡協議会と称し、島本町立の幼稚園、小学校及び中学校のPTAをもって組織する。
- 第2条 本会の事務所は、幹事校の学校内に置く。幹事校はローテーション表により、小学校及び中学校の単位PTAで持ち回る。

第3条 本会は、次の目的をめざして活動する。

- (1) PTA相互の連絡を密にして、その健全なる発展をはかる。
- (2) 大阪府PTA協議会並びに三島地区PTA連絡協議会及び単位PTAとの緊密なる連絡をはかる。
- (3) 島本町教育の振興と園児・児童・生徒の生活指導その他福祉増進に協力する。
- (4) その他必要と認める事項

第2章 役員

第4条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (注)1
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 会長、副会長、会計、書記以外の者
- (6) 理事 若干名

(注)1 基本的には幹事校の役員

第5条 本会の役員は、総会において承認を受けるものとする。

- 2 役員の選出については別に定める役員選出規程によるものとする。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の職務を統括する。総会の議決により解任することができる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会長の指示に従い、本会の各種会議の記録及び庶務をつかさどる。
- (4) 会計は会長の指示に従い、本会の収入支出を正確に処理し、総会にて会計を報告する。
- (5) 幹事は本会の会議に出席し、決議に参加する。
- (6) 理事は幹事と同等の任務と権限を有する。

第7条 役員の任期は1年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、会長及び理事の任期は3年を限度とする。

第3章 会計監査委員

第8条 会計監査委員は、本会の会計を監査し報告する。

- 2 会計監査委員は、幼稚園単位PTA副会長から選出された2名に会長が委嘱し、総会において承認を受けるものとする。
- 3 会計監査委員は、他の役職を兼ねることはできない。

第4章 顧問

第9条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて総会及び役員会で意見を述べるることができる。ただし、議決権を有しない。

第5章 会議

第10条 本会の目的を達成するために、総会及び役員会を開催する。

第11条 総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を決議する。

- (1) 本会運営の基本方針
- (2) 役員の選出に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること

(4) 行事に関すること。

(5) その他の重要な事項

2 総会は、本会役員及び島本町立の幼稚園、小学校並びに中学校ＰＴＡの運営委員（実行委員）で構成する。

3 総会は、その構成員の２分の１以上の出席（委任状を含む）によって成立する。

4 決議には、出席者の過半数の同意を要する。

第12条 役員会は、会務を執行する執行機関であり、随時これを開き必要事項を決議する。

第6章 会計

第13条 本会の会計は、単位ＰＴＡよりの負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 単位ＰＴＡよりの負担金については別に定めるＰＴＡ負担金規程によるものとする。

第14条 本会の年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第7章 雑則

第15条 この規約の改廃は、役員会の議を経て、総会がこれを決定する。

第16条 個人情報の取得、利用又は管理については、個人情報取扱規程を別に定める。

附則

この規約は、昭和37年7月2日よりこれを実施する。

昭和50年6月14日改定

昭和51年5月29日改定

昭和52年5月28日改定

昭和53年6月17日改定

昭和56年6月13日改定

平成8年5月18日改定

平成9年5月17日改定

平成11年5月15日改定

平成17年5月14日改定

平成18年5月13日改定

平成27年5月16日改定

平成29年5月20日改定

平成30年5月19日改定

令和元年5月18日改定

令和4年5月14日改定

令和5年5月20日改定

旅費規程

島本町ＰＴＡ連絡協議会（連Ｐと称す）を代表して、連Ｐ会長に承認されたＰＴＡ研修会等参加または本会用務遂行にかかる費用の取り扱いについて、次のとおり定める。

1. 島本町外へ出張した場合は、下記により旅費を支給する。

1) 島本町を起点とし通常の経路（電車・バス）による交通費の実費を支給する。

2) 近畿ブロックおよび日本ＰＴＡの研修大会参加等宿泊を伴う管外出張については、役員会で協議する。

3) 緊急止むを得ない場合は、会長の判断により自動車等の使用実費を支払う。

2. 研修参加費（懇親会等）等に要した費用については、島本町内外にかかわらず下記により研修参加費を支給する。

1) 年間1名につき15,000円を限度とする。

2) ただし、三島地区ＰＴＡ連絡協議会構成員に就任している場合は、年間1名につき30,000円を限度とする。

3) ただし、大阪府ＰＴＡ協議会役員（会長・副会長・理事・顧問等）に就任している場合は、年間1名につき50,000円を限度とする。

3. 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要する。

P T A負担金規程

- 1、単位P T Aの負担金は、当該年度の5月1日現在の生徒数に50円を乗じた額（幼稚園は園児数に40円を乗じた額）に500円を加えた額とする。
- 2、負担金の額の変更については、その都度協議し役員会の議決を受け、総会の多数決により承認される。

役員選出規程

（目的）

第1条 この規程は、島本町P T A連絡協議規約第5条第2項に基づき、島本町P T A連絡協議会（以下「本会」という。）の役員選出に必要な事項を定める。

（指名委員会の設置）

第2条 次年度本会会長候補者の資格審査及び選考に関する一切の事務を処理するため、連P指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

（指名委員会の構成員）

第3条 指名委員会は、次の者をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ①当年度の本会会長 | 1名 |
| ②当年度の本会書記又は会計 | 1名 |
| ③次年度幹事校の当年度P T A会長又は副会長 | 1名 |
| ④当年度の教職員代表 | 1名 |
| ⑤当年度の本会会長が指名した者 | 若干名 |

2 指名委員会委員長にはこの条前項第2号委員をもってあてる。

（指名委員会の活動内容）

第4条 指名委員会は、次年度本会会長の候補者選出にあたり、島本町立小学校及び中学校P T A会員から立候補を募るものとする。

2 指名委員会は、立候補者等及び次年度幹事校P T A会長候補者の中から次年度本会会長を指名し、役員会での議を経て総会において承認を受けるものとする。

3 この条第1項に関わらず、立候補者等がないときは、次年度幹事校P T A会長候補者を連P会長候補とする。

（会長候補者の対象）

第5条 本会会長はその任期中、島本町立小学校又は中学校のP T A会員でなければならない。

2 次年度会長候補者の対象は、子どもが次年度小学校2年生から6年生まで又は中学校2年生から3年生までに在籍している会員とする。

（会長の任期）

第6条 本会会長の任期は、1年間とする。ただし、3年を上限とし、会長の再任は妨げない。

（副会長候補者）

第7条 副会長は、会長以外の単位P T A会長がこれにあたる。

（書記候補者及び会計候補者）

第8条 書記及び会計は、ローテーション表に基づき幹事校において選出する。

2 ローテーションは次に示す順序とする。

- ①第一小学校 ②第二小学校 ③第三小学校 ④第一中学校 ⑤第二中学校 ⑥第四小学校

3 新設校がある場合は、この条前項第6号の次に組み入れ、発足より2年間は該当しないものとする。

（幹事候補者）

第9条 幹事は、教職員代表2名及び幹事校以外の各小中学校単位P T A副会長各1名がこれにあたる。

（理事候補者）

第10条 理事は、役員経験者の中から、当年度会長及び次年度会長候補者が協議のうえ選出し、役員会での議を経て総会において承認を受けるものとする。

- 2 理事はその任期中、島本町立小学校又は中学校のPTA会員でなければならない。
- 3 理事の再任は妨げない。ただし、3年を上限とする。

(改廃)

第11条 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要する。

附則

- 1 本規程は、制定日（平成30年9月8日）から施行する。
- 2 本規程の施行に伴い、役員選出規程（平成30年2月24制定）は廃止する。
- 3 第4条の一部を改訂し（令和2年2月1日）から施行する。

個人情報取扱規程

島本町PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと、円滑な運営を図るために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理について以下のとおり定める。

(目的)

第1条 島本町PTA連絡協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報において、適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに本会で取り扱う個人情報の取得、利用及び管理の適正に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は本会役員及び会計監査とする。

(守秘義務)

第5条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。また、その役職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 個人情報を収集するときは、あらかじめ利用目的を定め、会員に公開し本人に明示するものとする。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 各種文書の送付
- (2) 本会役員・会計監査・会員等の名簿の作成
- (3) 本会役員の選出活動
- (4) 広報紙又はPTAホームページ等への掲載
- (5) その他、PTA活動に限定して利用するものとする。

(個人情報の利用制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条により限定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(管理)

第9条 管理者及び取扱者は、個人情報を安全かつ適正に管理するものとする。不要となった個人情報は管理者立会いのもと速やかに廃棄しなければならない。

(保管及び持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管するものとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付時も含め、パスワードをかけるなど適切に行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行ないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第12条 本会は、島本町立学校の単位PTAと利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

(第三者提供にかかる記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第11条第1号から第4号を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存するものとする。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供する対象者の氏名等

(4) 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加又は削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。管理者は、報告を受けたときは本件に善処するものとする。

(研修)

第16条 本会は、個人情報の取扱者に対して、個人情報保護の取扱いに関する留意事項について定期的に研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本規則は、本会役員会において改正する。

(雑則)

第19条 本規則に定めなき事項が生じたときは、本会役員会の判断で善処するものとする。

附則

1 本規則は、制定日(平成31年2月23日)から施行する。

慶弔規程

第1条 本会は、第7条に掲げる職務に就いている者に慶弔の意を表すために本規程を設ける。

第2条 慶弔の意を表すため物品および現金を贈る。

第3条 物品または現金は次の各号による。

1、表彰を受けた場合(大阪府以上の団体または機関)・・・3,000円

2、死亡した場合・・・代表者会葬 香料5,000円 楕1対

第4条 本規程の適用を受けた者は、如何なる名目においても金品による返礼をしてはならない。

第5条 本規程に関する経費は、本協議会が負担する。

第6条 本規程明示されないが、緊急必要ありと認めた場合は、会長が会計と協議の上、役員会の事後承認を求めることができる。

第7条 本規程の対象者は、次に掲げる者とする。(但し、現職に限る)

1、島本町・・・町長

- 2、島本町・・・・・・教育長
- 3、島本町・・・・・・教育委員長および教育委員
- 4、島本町・・・・・・生涯学習課長および職員
- 5、島本町・・・・・・町立幼稚園・小中学校ＰＴＡ会長及び副会長

第8条 本規程を変更する場合は、役員会の議決を要す。

表彰に関する内規

(目的)

第1条 島本町ＰＴＡ連絡協議会（以下「本会」という。）は、島本町教育の振興と園児・児童・生徒の生活指導、又はその他福祉増進に協力した者に対する表彰のために必要な規準及び手続等を定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、原則として島本町に在住又は在勤する個人又は島本町に所在する団体とする。

(表彰者の推薦)

第3条 島本町立学校園ＰＴＡ会長は、第4条に定める選考基準に照らし、表彰に該当する個人又は団体があると認めるときは、その候補者を本会役員会に推薦する。

(表彰基準)

第4条 被表彰者は、次の号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 島本町教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者。
- (2) 子どもの登下校安全又は健全育成のために尽くした者。
- (3) 子どもを災害や犯罪から未然に防止し、又は災害の際、特に功績のあった者
- (4) 本会において役員を通算3期以上務めた者
- (5) 島本町立学校ＰＴＡ役員を原則として通算5期以上務めた者、又は島本町立学校ＰＴＡに対して特段の功績のあった者。
- (6) その他、本会の振興発展、又は学校・家庭・地域の連携や教育等に寄与した者で、本会役員会において認められた者。

2 前項にかかわらず、島本町表彰規程に基づく当年度受賞予定者又は過去3年以内に表彰を受けた者は原則として受賞できない。

(表彰の決定)

第5条 表彰は、本会役員会においてこれを決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を贈り、記念品を添えることがある。

(表彰の時期)

第7条 本会は、表彰対象者に対して、総会又は本会研修大会で感謝状を贈呈するものとする。ただし、事情によっては臨時にこれを行う事が出来る。

(雑則)

第8条 この内規に定めなきことは本会役員会において定める。

(規程改正)

第9条 この内規を変更する場合は、本会役員会の議決を要する。

附 則

1 本内規は、制定日（平成30年9月8日）から施行する。

令和6年度事業・活動報告書

日 時		行事内容
令和6年	4月13日	新旧役員引継ぎ会
	5月25日	令和4年度決算総会・令和5年度予算総会・連P交流会
	5月30日	第1回島本町交通安全推進協議会
	6月29日	第1回役員会
	6月15日	大阪府PTA協議会「三行詩コンクール」応募
	7月 7日	第1回「こども110番の家」運動推進会議
	8月 3日	島本夏まつり（かき氷）担当
	8月31日	第2回島本町交通安全推進協議会
	9月 6日	第2回「こども110番の家」運動推進会議
	9月14日	大阪府PTA協議会 会長連絡会
	9月27日	第2回事務局担当者会議
	10月18日	三島地区PTA連絡協議会
	11月 1日	「こども110番の家」登録者点検及び旗交換開始（一ヶ月）
	11月 9日	第50回日本PTA近畿ブロック研究大会 滋賀びわこ大会
	11月16日	第3回役員会
	12月 7日	大野裕之氏による講演会「なぜ北摂には学びがあるのか」
令和7年	1月25日予定	第4回役員会
	1月18日	第70回大阪府PTA研究大会 三行詩の表彰式
	2月 予定	第3回「こども110番の家」運動推進会議
	3月 予定	第3回島本町交通安全推進協議会
	4月 予定	第5回役員会・新旧役員引継ぎ会
参加協力した島本町 行政関係の委員会など		1. 島本町生活環境美化推進連絡会 2. 高槻・島本地区社会を明るくする運動推進委員会 3. 高槻市・島本町安全なまちづくり推進協議会 4. 小学校教科書選定委員会 5. 社会教育委員会会議

様式第3号

令和6年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本町PTA連絡協議会

収入

(単位：円)

項 目	金額	付 記
1. 繰越金	318,015	
2. 補助金	70,000	
内 町	70,000	島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金
訳 府P	0	
3. 負担金	133,710	40円×34人+50円×2,577人+3,500円
4. 雑収入	3	
合計	521,728	

支出

(単位：円)

項 目	金額	付 記
事務費	4,000	
事務用品	4,000	ファイル、コピー、コピー用紙等
PC関連	0	
事業費	32,500	
研修会補助金	0	島本町人権まちづくり協会年会費
講演会補助金	200,000	12月講演会費
交流会補助金	8,582	PTA役員交流会
連P活動費	0	連P活動費
会議費	0	役員会会場費（引継ぎ会場費）
上部団体関連費	13,140	
出張旅費	2,140	府P・三島P、研修会等役員会等参加のための交通費
研修会等	11,000	上部団体研修会 参加費等
慶弔費	0	
通信費	14,500	連P役員活動上の連絡通信費用
雑費	1,210	振込手数料等
予備費	0	
合計	291,072	

収支差引額

230,656 円

(次年度へ繰り越し)

令和 7 年度事業・活動計画書団体名 島本町 PTA 連絡協議会

開 催 月	事 業 の 目 的 及 び 内 容
4 月	役員会、新旧引き継ぎ会 総会準備 三島地区 PTA 連絡協議会役員会
5 月	令和4年度決算総会並びに令和5年度予算総会 連 P 交流会
6 月	役員会 負担金徴収 三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 協議会引継会・総会
7 月	三島地区 PTA 連絡協議会役員会
8 月	島本夏まつり参加協力
9 月	役員会 研修会 大阪府 PTA 連絡協議会会議
10 月	三島地区 PTA 連絡協議会役員会
11 月	役員会
12 月	研修会・講演会 しまもとミニマラソン協力 三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 連絡協議会会議
1月予定	役員会 三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 連絡協議会会議
2月予定	三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 連絡協議会会議
3 月予定	役員会 三島地区 PTA 連絡協議会役員会 大阪府 PTA 連絡協議会会議
	※その他、島本町行政関係の委員会などへの参加協力予定 ※上部団体研修会への参加

令和7年度予算・収支見込書

団体名 島本町PTA連絡協議会

収入

(単位:円)

項 目	金 額	内訳説明
前年度繰越金	318,015	前年度からの繰越金
会費	133,710	40円×34人+50円×2577人+3500円
補助金	70,000	島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金
雑収入	1	預金利息等
合計	521,726	

支出

項 目	金 額	内訳説明
事務費	60,000	総会資料、事務用品消耗品他
事業費	65,000	近P大会参加費用・研修会・委員会研修費等
	150,000	講演会費用(講師謝礼・交通費・チラシ費用等)(うち町補助金70,000円)
	10,000	役員交流会施設使用費用等
	17,000	連P活動費(三行詩コンクール・連P表彰の費用)
会議費	20,000	役員会等のお茶代、施設使用料
上部団体関連費	70,000	出張旅費(日P、府P、三島Pの研修会等参加交通費)
	70,000	上部団体研修会・交流会参加費等
慶弔費	10,000	弔慰金・個人表彰お祝い金
通信費	15,000	連P役員活動上の連絡通信費
雑費	1,000	振込手数料等
予備費	33,726	
合計	521,726	

(単位:円)

※大阪府PTA協議会分担金については島本町から直接支払い予定

島本町 P T A 連絡協議会（令和 6 年度）

●役員名簿

役 職	所 属 校 園	氏 名
会 長	(一 中)	板井 義治 (元連 P 会長)
副 会 長	二 中	
副 会 長	一 小	
理 事	二 中	
理 事	(一 中)	
理 事	(一 中)	
書 記	一 中	
会 計	一 中	
幹 事	一 中	
幹 事	一 中	
幹 事	一 小	
幹 事	二 小	
幹 事	二 小	
幹 事	三 小	
幹 事	三 小	
幹 事	四 小	
幹 事	四 小	
幹 事	一 幼	
幹 事	教職員 (一中)	
幹 事	教職員 (二中)	

●会計監査

第一幼稚園	

様式第1号（第5条関係）

社会教育関係団体認定申請書

令和6年11月29日

島本町教育委員会

教育長

殿

団体名 島本音楽協会

(発足年月日 昭和53年(1978年)4月1日)

所在地 島本町江川2-15-6-1111

代表者氏名 松永昌子

連絡先 同上

電話番号 075-962-0071

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

◇島本音楽協会 会則◇

- 第1条 本会は島本音楽協会と称し、事務所を会長宅におく。
- 第2条 本会は島本町の音楽文化の向上をめざし、音楽あふれる町づくりを目的とする。
- 第3条 本会は本会の目的に賛同する島本町住民、町在職者をもって、次のように組織する。
- ◇正会員 ◇賛助会員 ◇当日会員
- 第4条 本会は目的達成のため次のことを行う。
- (1) 音楽会
(2) 各種講座
(3) 音楽サークル助成
(4) 島本における伝承音楽の発掘
(5) 子どもらの音楽による組織化
(6) 町文化祭への参加
(7) その他
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1) 顧問を置くことができる (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名
(4) 事務長 1名 (5) 会計 1名 (6) 運営委員 若干名
- 第6条 第5条の役員によって役員会を行い、総会に次ぐ決議機関とする。
- 第7条 本会の会計を監査するため、会計監査を2名おく。
- 第8条 本会の会費は次のように定める。
- ◇正会員 (年 間) 3,000 円
但し、当日会員費が 2,000 円を越える会費設定時はその差額分を適時に補填・清算する。
- ◇賛助会員 (年 間) 10,000 円
◇当日会員 (参加時) 例会毎
- 第9条 総会は、年1回以上開催する。
- 第10条 役員、会計監査は運営委員会の推薦にもとづき、総会で承認をうける。任期は1年間とする。
- 第11条 本会則改正は、運営委員会において立案し、総会において承認をうける。

附 則

(施行期日)

この会は、昭和53年(1978年)4月1日に発足する。

この会則は、昭和53年6月25日に施行する。

この会則は、平成22年5月16日に施行する。(顧問、事務長職設置)

この会則は、令和3年4月27日に施行する。(第8条改正)

令和6年度事業・活動報告書

団体名 島本音楽協会

開催月	事業の目的及び内容
4月	2024年度島本音楽協会通常総会 2024年4月21日(日) 10時～ (15名) 会場: ふくみセンター 第2学習室
7月	第198回コンサート 第26回「島本合唱フェスティバル」 ～9つの合唱団が参加する楽(1)合唱フェスティバル～ 2024年7月14日(日) 14時～ (約250名) 会場: 島本町ふくみセンター「ケキヤホール」
9月	第199回コンサート 「ヴェセリン・パラシェヴァフ&木村越知子デュオコンサート」 2024年9月6日(日) 18時～ (約70名) 会場: 島本町ふくみセンター「ケキヤホール」
10月	第200回コンサート 「植田琴巳 無田裕美デュオリサイタル」 ～若き音楽家による管の競演～ 2024年10月20日(日) 14時～ (約50名) 会場: 島本町ふくみセンター「ケキヤホール」
令和7年 1月	第201回コンサート 「戸村ハ千代 ソプラノリサイタル」 ～An die Heimat～故郷へ 2025年1月26日(日) 14時～ 会場: 島本町ふくみセンター「ケキヤホール」

令和6年度 決算・収支（見込）報告書

団体名 島本音楽協会

収入

項目	金額	内容説明
繰越金	8,351	
正会員費	285,000	@3,000 円×89 人 @500 円×36 人
賛助会員費	60,000	@10,000 円×6 人
当日会員費	175,500	@2,500 円×55 人 @2,000 円×19 人
補助金	70,000	島本町補助金
参加費	48,000	合唱フェスティバル参加費 @6,000 円×8 団体
利子雑収入	95	利息
事業積立金	350,000	今年度当初の事業積立金から繰出
合計	996,946	

支出

項目	金額	内容説明
報償費	505,000	演奏会客演者への謝礼（町補助金充当）
消耗品費	25,370	事務用品 他
印刷費	67,450	会員パンフ、チラシ、プログラム、他
借上料	160,370	ホール使用料（令和7年度分を含む）付帯設備費 ピアノ調律料 他
通信費	31,998	郵便送料、切手 他
接待費	16,471	客演者弁当 他
備品費	51,564	備品購入、ホームページ運営費 他
参加記念費	67,279	出演者用 CD、慶弔費 他
会議費	30,000	役員会経費
事業積立金繰入	30,000	
雑費	7,926	手数料 他
合計	993,428	

収支差引額 996,946 円－993,428 円＝3,518 円 3,518 円を次年度に繰り越す

記念事業積立金

2023 年度当初 1,321,745 円 繰入 100,000 円 年度末 1,424,745 円
2024 年度当初 1,421,745 円 繰出 350,000 円 繰入 30,000 円 年度末 1,101,745 円

令和7年度事業・活動計画書団体名 島本音楽協会

開催月	事業の目的及び内容
4月	2025年度島本音楽協会通常総会 2025年4月20日(日)10時～(予定) 会場：ふれあいセンター
5月	第202回コンサート 「松永昌子ピアノ/2絃る旅シリーズ」～ウィーンシェーンブルク～ 2025年5月11日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
7月	第203回コンサート 第27回「島本合唱フェスティバル」 2025年7月20日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
9月	第204回コンサート 「徳田恵美 津軽三味線 リサイタル」 2025年9月28日(日)14時～ 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」
11月	第205回コンサート 「ザザ・ゴグア ヴィオラ リサイタル」 2025年11月30日(月)14時～(予定) 会場：島本町ふれあいセンター「ケリヤホール」

令和7年度 予算・収支見込書

団体名 島本音楽協会

収入

項目	金額	内容説明
繰越金	3,518	
正会員費	270,000	@3,000 円×85 人 @500 円×30 人
賛助会員費	60,000	@10,000 円×6 人
当日会員費	485,000	@2,000 円×180 人 @2,500 円×50 人
補助金	70,000	島本町補助金
参加費	48,000	合唱フェスティバル参加費 @6,000 円×8 団体
利子雑収入	95	利息
合計	936,613	

支出

項目	金額	内容説明
報償費	505,000	演奏会客演者への謝礼（町補助金充当）
消耗品費	30,000	事務用品 他
印刷費	90,000	会員パンフ、チラシ、プログラム、他
借上料	185,000	ホール使用料（令和8年分を含む）付帯設備費 ピアノ調律料 他
通信費	30,000	郵便送料、切手 他
接待費	19,000	客演者弁当 他
備品費	20,000	備品購入、ホームページ運営費 他
参加記念費	20,000	出演者用 CD、慶弔費 他
会議費	30,000	役員会経費
事業積立金繰入	1,000	繰入
雑費	6,613	手数料 他
合計	936,613	

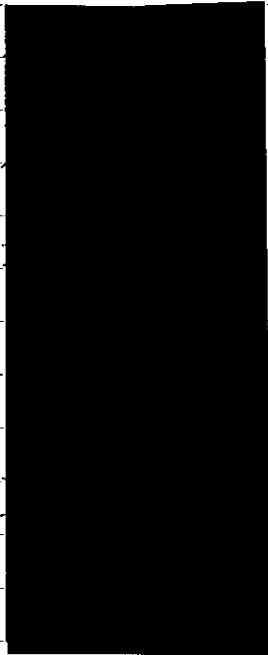
収支差引額 0 円

記念事業積立金

2023 年度当初 1,321,745 円 繰入 100,000 円 年度末 1,424,745 円
 2024 年度当初 1,421,745 円 繰出 350,000 円 繰入 30,000 円 年度末 1,101,745 円
 2025 年度当初 1,101,745 円 繰入 1,000 円

<2025年度 音楽協会役員名簿>

会長
副会長
" 事務長
会計
" 運営委員
"
"
" 会計監査
"



<会員数>

2024年度

正会員 89名
賛助会員 6名

社会教育関係団体認定申請書

令和 6 年 12 月 13 日

島本町教育委員会

教育長 横山 寛 様

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

（発足年月日）昭和 46 年 3 月 1 日

所在地 島本町青葉 1-25-22

代表者氏名 大杉 堅一

連絡先 島本町桜井 2-11-22（町立体育館）

電話番号 075-962-1331

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画所及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

特定非営利活動法人島本町体育協定会款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人島本町体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府三島郡島本町広瀬三丁目5番13号「やなぎや」内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域住民全てに対して体力づくりを推進し、スポーツの普及向上を図りスポーツ振興に関する事業を行い、健康で明るい住民の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表2号、4号を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 各種スポーツ教室・大会の企画運営事業

③ スポーツ施設管理運営事業

④ スポーツに関する啓発情報提供事業

(2) その他の事業

① 物品販売事業

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の種別とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とする。

(1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛同するために入会した個人または団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、

会長の承認を得なければならない。

2 会長は、正会員の申し込みについては正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

会員が、次の各号の該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 2人

(選 任)

第13条 役員は、総会において正会員(団体にあってはその代表者)の中から選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人以上

(3) 理事長 1人

(4) 副理事長 1人以上

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、会長以外の役員は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

- 3 理事長は、会長の命をうけて会務を掌理する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

- 6 監事は、次に掲げる職務を行なう

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは選滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
(顧問等)

第19条 この法人は、理事会の議決により、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

- 3 顧問及び相談役に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項であるため、理事会から付託された事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第24条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数を持って決し、可決同数のときは、議長の決するところとする。
(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員はその議決に加わることができない。
(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4) 審議事項及び決議事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) その他総会の議決を要しない業務に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第35条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 補助金

(5) 財産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、次に掲げる事業に区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

(資産の管理)

第38条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散
(定款の変更)
第49条 この定款の変更は、総会において正会員の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。
(解 散)
第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 大阪府知事による認証の取り消し
2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
(残余財産の処分)
第51条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。
(名 称)
島本町
(事務所の所在地)
大阪府三島郡島本町広瀬三丁目5番13号「やなぎや」内
第9章 雑則
(公 告)
第52条 この法人の公告は官報により行う。
(委 任)
第53条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則
1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
(1) 正会員
個人 入会金 0円 年会費 5,000円

(経営の支弁)
第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。
(会計の区分)
第40条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。
(1) 特定非営利活動に係る事業
(2) その他の事業
(事業計画及び予算)
第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
(予備費の設定及び使用)
第42条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。
(暫定予算)
第43条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(事業報告書及び決算)
第44条 理事長は、毎事業年度終了後3カ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
(長期借入金)
第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収支をもつて償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。
(事業年度)
第46条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第7章 事務局
(設 置)
第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局の職員は、会長が任命する。
(書類及び帳簿の備え置き)
第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定されている書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

- 団体 入会金 0円 年会費 10,000円
- (2) 賛助会員
- 個人 入会金 2,000円 年会費 3,000円
- 団体 入会金 2,000円 年会費 1口 3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項にかかわらず平成19年3月31日までとする。

(役員名)



- (1) 会長 氏名
- (2) 副会長 氏名
- (3) 副会長 氏名
- (4) 副会長 氏名
- (5) 理事長 氏名
- (6) 副理事長 氏名
- (7) 副理事長 氏名
- (8) 監事 氏名
- (9) 監事 氏名

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 主たる住所変更日 平成20年2月1日
- 7 この定款は、平成24年6月10日か施行する。
- 8 この定款は、平成 年 月 日か施行する。

令和6年度事業・活動報告書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

開催日	事業の目的及び内容
4月28日	島本音楽フェスティバル（模擬店）
5月25日	定期総会 令和5年度事業・決算報告 および 令和6年度事業・予算計画 について
8月3日	島本夏まつり（模擬店）
10月5日	ふれあいフェスタ
10月13日	町民スポーツ祭（体力測定会は実施せず）
11月3日	文化祭（警備のみ。模擬店実施せず）
11月9日	あいあい祭り（ストラックアウト）
11月23日	三小祭り（ストラックアウト、ダブルダッチ）
12月8日	第15回しまもとミニマラソン大会
	※役員会、理事会（不定期）
【三島地区体育連合】	
6～11月 2月	大阪総体、三島地区総合体育大会（抽選会、開会式、閉会式等） 市町村駅伝審判員派遣

令和6年度決算・収支（見込）報告書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

収入

項目	金額	内訳説明
1 繰越金	1,888,563	前年度繰越
2 会費(登録費)	170,000	17団体×@10,000
3 事業収入	1,656,705	
イベント事業	118,650	島本音楽フェス、ふれあいフェスタなど
スポーツ活動事業	0	
スポーツ振興事業	1,538,055	スポーツ教室
広報事業	0	
4 補助金収入	60,500	三島地区体育連合
5 施設管理受託金収入	16,871,572	島本町
6 雑収入	71	利息
合計	20,647,411	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
1 事業費	1,665,145		
イベント事業	62,105	各種模擬店など	
スポーツ活動事業	87,500	三島大会補助金	
スポーツ振興事業	1,448,500	スポーツ教室	
広報事業	0		
事務費	67,040	賠償保険	
2 管理費	16,481,955	人件費・消費税・法人税	
3 周年事業積立金	250,000	積立金	
4 特別事業積立金	700,000	積立金	
合計	19,097,100		

収支差引額 1,550,311 (次年度繰越金)

令和5年度 特別会計

	令和5年度決算額	令和6年度見込額	計
周年事業積立金	2,962,696	250,000	3,212,696
特別事業積立金	3,402,714	700,000	4,102,714

※特別事業とは、例えば退職や賠償補償のための積立金である。

令和7年度事業・活動計画書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

開催月	事業の目的及び内容
4月	島本音楽フェスティバル（模擬店）
5月	定期総会 令和6年度事業・決算報告 および 令和7年度事業・予算計画 について
8月	島本夏まつり
10月	ふれあいフェスタ
10月	町民スポーツ祭
11月	文化祭（警備、模擬店）
11月	あいあい祭り（ストラックアウト）
11月	三小祭り（ストラックアウト、ダブルダッチ）
12月	第16回しまもとミニマラソン大会
	※役員会・理事会（隔月）
【三島地区体育連合】	
6～11月	三島地区総合体育大会（抽選会、開会式、閉会式等） ※理事会 年4回 ※事務局会議 年8回（理事会含む）
2月	市町村駅伝審判員派遣

令和7年度予算・収支（見込）書

団体名 特定非営利活動法人島本町体育協会

収入

項目	金額	内訳説明
1 繰越金	1,550,311	前年度繰越
2 会費(登録費)	170,000	17団体×@10,000
3 事業収入	1,750,000	
イベント事業	200,000	ふれあいフェスタ、文化祭など
スポーツ活動事業	50,000	壮行会など
スポーツ振興事業	1,500,000	スポーツ教室
4 補助金収入	190,000	大阪府体育連合、三島地区体育連合
5 施設管理受託金収入	17,500,000	島本町
6 雑収入	5,000	賞状代、利息等
合計	21,165,311	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
1 事業費	1,870,000		
イベント事業	100,000	各種模擬店など	
スポーツ活動事業	220,000	三島大会など	
スポーツ振興事業	1,450,000	スポーツ教室	
事務費	100,000	賠償保険、三体連関係	
2 管理費	17,100,000	人件費・消費税・法人税	
3 周年事業積立金	250,000	積立金	
4 特別事業積立金	500,000	積立金	
5 予備費	1,445,311		
合計	21,165,311		

令和6年度 特別会計

	令和6年度見込額	令和7年度見込額	計
周年事業積立金	3,212,696	250,000	3,462,696
特別事業積立金	4,102,714	500,000	4,602,714

※特別事業とは、例えば退職や賠償補償、運転資金のための積立金である。

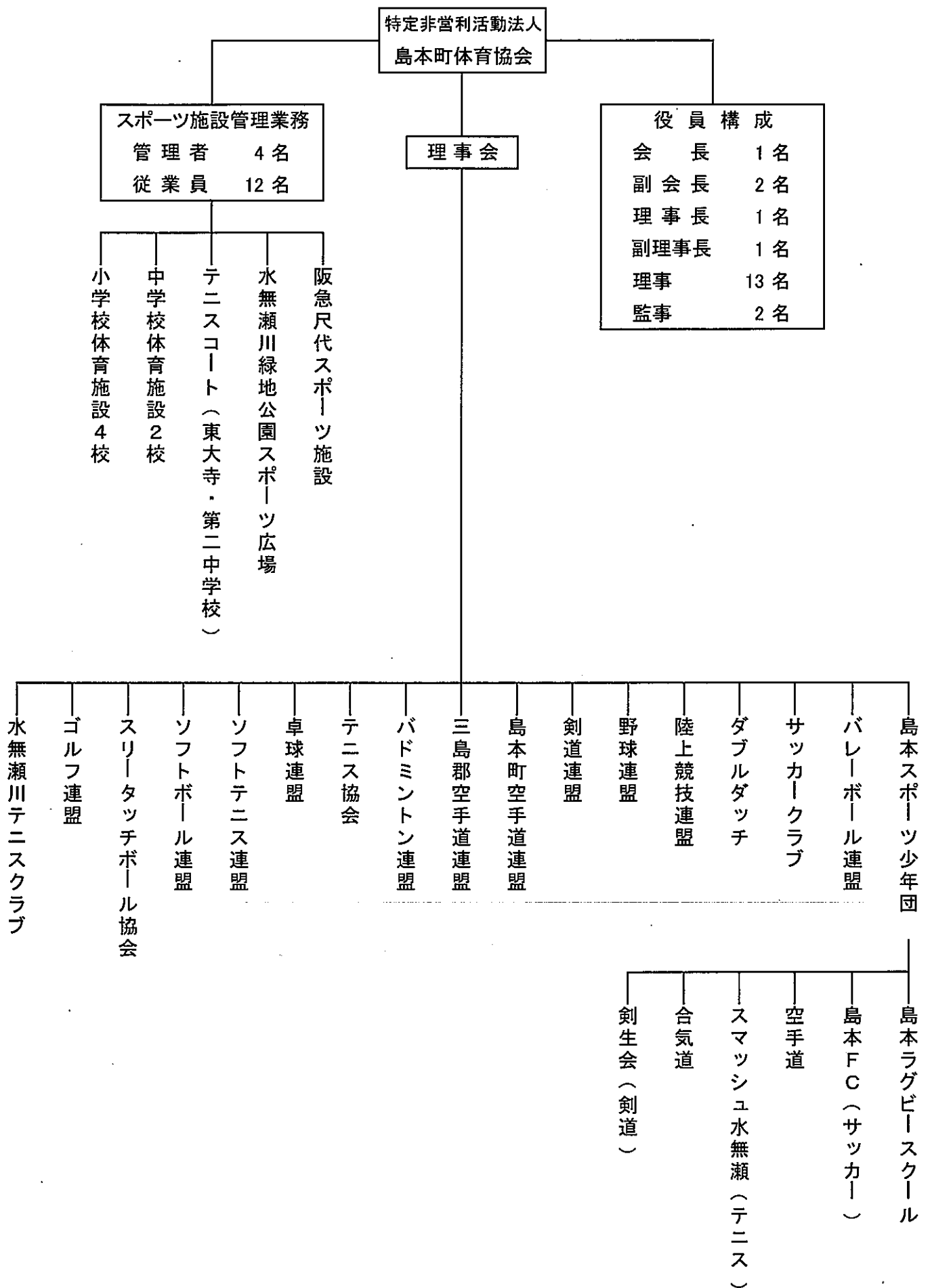
令和6年度島本町体育協会 名簿

役 職	名 前	住 所	TEL	所 属	担 当
会 長	大杉堅一	青葉1-25-22	090-9882-3796	剣 道	三島地区体育連合副理事長 町民スポーツ祭実行委員
副会長				バドミントン	三島地区体育連合理事
副会長				ソフトボール	三島地区体育連合理事
理事長				バレーボール	三島地区体育連合理事 町民スポーツ実行委員
副理事長				陸 上	三島地区体育連合理事 社会教育委員
監 事				水無瀬川テニス	
監 事				バドミントン	大阪府体育連合評議員 三島地区体育連合監事
理 事				剣 道	町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員
理 事				ゴ ル フ	
理 事				島 本 空 手 道	マラソン実行委員
理 事				スポーツ少年団	町民スポーツ実行委員
理 事				スリータッチボー ル	町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員
理 事				ソフトテニス	マラソン実行委員
理 事				ソフトボール	マラソン実行委員
理 事				卓 球	マラソン実行委員
理 事				ダブルダッチ	
理 事				テ ニ ス	マラソン実行委員
理 事				三島郡空手道	町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員
理 事				水無瀬川テニス	町民スポーツ実行委員
理 事				野 球	マラソン実行委員
理 事				サ ッ カ ー	町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員
理 事				バレーボール	町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員
相談役				ソフトボール	マラソン実行委員
相談役				バレーボール	マラソン実行委員
相談役				野 球	マラソン実行委員長
事務局				バレーボール	美化緑化 町民スポーツ実行委員 マラソン実行委員

特定非営利活動法人島本町体育協会 加盟団体

NO	団体名	人数
1	野球連盟	80
2	バレーボール連盟	211
3	ソフトボール連盟	125
4	陸上競技連盟	47
5	バドミントン連盟	50
6	テニス協会	154
7	ゴルフ連盟	43
8	三島郡空手道連盟	126
9	島本町空手道連盟	36
10	剣道連盟	43
11	卓球連盟	120
12	ソフトテニス連盟	15
13	スリータッチボール協会	16
14	ダブルダッチクラブ	80
15	水無瀬川テニスクラブ	152
16	サッカークラブ	80
17	スポーツ少年団	204
合 計		1,582

組 織 図



様式第1号（第5条関係）

社会教育関係団体認定申請書

6年 12月 26日

島本町教育委員会

教育長

殿

団体名 島本町少年野球協

(発足年月日 昭和51年度4月)

所在地 島本町東大寺 3-80-2-202

代表者氏名 増山 賢 次

連絡先 島本町東大寺 3-80-2-202

電話番号 09052584120

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

島本町少年野球協議会 会 則

昭和51年	4月	1日	ちびっこ野球連絡協議会 として発足
昭和62年	4月	1日	少年野球協議会と改称
平成 5年	4月	1日	施行
平成 8年	4月	1日	改訂
平成13年	9月	1日	追加
平成18年	4月	1日	改訂
平成22年	4月	25日	改訂
平成23年	4月	24日	改訂
平成24年	4月	22日	改訂
平成26年	4月	13日	改訂
令和 2年	5月	31日	改訂
令和 3年	4月	25日	改訂
令和 5年	4月	23日	改訂

第 1 章 総 則

<<目的>>

第 1 条 本会は、会員相互の連絡を密にし、島本の少年野球活動の推進と少年たちの健全な心身育成を図ると共に、少年少女たちが友情豊かに成長し、心身の健全育成を図ることを目的とする。

<<名称及び事務局>>

第 2 条 本会は、島本町少年野球協議会（以下「協議会」という）と称し、事務局を会長宅に置く。

<<事業>>

第 3 条 協議会は、第 1 条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 少年少女たちの心身健全育成活動、啓発、啓蒙活動
- 2 少年野球大会、交流試合等の企画運営
- 3 少年野球大会、練習等による心身健全育成
- 4 情報交換、交流事業、指導者研修、懇談
- 5 その他、目的達成のため必要な事業

第 2 章 会員及び組織

<<会員>>

第 4 条

- 1 原則として島本町内に居住し協議会に対し、年間登録と年間登録料を納付した①球団所属児童、②球団所属指導者、③協議会参加球団を会員とする。町外の児童が当協議会チームに所属するときは、都度理事会に諮ることとする。
- 2 協議会指導者は成人とする。（町外在住者可）
- 3 前項に定めた者のほか、協議会の趣旨に賛同した個人及び法人等、賛助会費を納付したものを賛助会員とする

<<組織>>

第 5 条 協議会組織は、各球団編成とし、球団には代表 1 名と指導者を置くものとする。又、球団編成は常に奨励し、協議会もこれに協力する。

第 3 章 役 員

<<役員>>

第 6 条 協議会に次の役員を置く。
各球団の代表、指導者より各 2 ～ 3 名の理事を選出し、次の役職を担当する。

- 会長
- (副会長)
- 事務担当理事
- 会計担当理事
- 運営担当理事
- 企画担当理事
- 審判部長 *全指導者より理事会で選任し会長が委嘱する。
また、必要に応じて(副会長)の役職を設けることができる。

<<委員、会計監査、顧問>>

- 第7条
- 1 運営委員：各球団より1名を選任し、運営担当理事を支援する。
 - 2 審判委員：各球団より1名選任し、審判部長を支援する。
 - 3 会計監査を1名置く。
 - 4 協議会に、顧問、相談役を置くことができる。

<<役員、委員の選任>>

- 第8条
- 1 会長、副会長及び各担当理事、審判部長、会計監査については理事会にて協議決定し、総会の承認を得る。
 - 2 但し、会計監査にあつては、役員を兼任することはできない。
 - 3 顧問、相談役については、理事会で選任し総会の承認を必要とする。
 - 4 運営委員、審判委員については、各球団選出理事により選任し、理事会に報告する。

<<役員、委員の任期>>

- 第9条
- 全理事、全委員、全役員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。全理事、全委員、全役員に欠員が生じた時は、速やかに補充する。
- 但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 機 関

<<会議>>

- 第10条
- 1 協議会の会議は、総会を最高議決機関とする。但し、緊急を要する場合に限り、理事会にて先決し、総会に報告、承認を得ることができる。

- 2 総会は、毎年1回開催しなければならない。
- 3 総会は、指導者の1/3以上の要請がある時、又は、会長が必要と認めた場合には、臨時総会を開催することができる。
- 4 理事会は、第6条に規定する役員で構成し、会長が随時又は必要時に召集する。
- 5 理事会の議事運営は、会長が掌る。

<<総会>>

第11条 総会は、次の事項を審議する。

- 1 会務の報告、経過報告、事業計画と結果、予算及び決算、会則改正
- 2 その他協議会の運営に必要な事項

<<議事>>

- 第12条
- 1 総会は、球団所属指導者で、委任状も含めて2/3以上の出席で成立し、議事の採否は出席者の多数決による。
 - 2 総会出席資格者は、参加球団に所属し協議会登録指導者及び理事会で必要と認めた者である。

<<運営機関>>

- 第13条
- 1 第3条に定める事業を推進するために理事会が主体となり、全指導者がこれに協力する。
 - 2 特別な事業を企画するときは、特別委員会を設置することができる。

第5章 会 計

<<会計>>

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

<<会計監査>>

- 第15条
- 1 年度決算報告は、会計監査の審議後理事会の承認を得、総会にても承認を得なければならない。
 - 2 会計監査に用いた監査資料は5年間保存しなければならない。

<<経費>>

第16条 協議会経費は、次に掲げる収入を充てる。

- 1 会員年間登録費
- 2 大会参加費
- 3 島本町助成金
- 4 賛助会費

5 寄付金、その他

<<会費>>

第17条

- 1 会員年間登録費、大会参加費、賛助会費等は要項及び申し合わせで定めるものとする。
- 2 年間登録費は、球団ごとの所属児童数で集計し球団単位で納付する。
- 3 納付した会費は理由の如何を問わず返還しない。

要 項

<<資格>>

- ① 第2章、第4条1項に定める球団所属児童とは、島本町在住の小学1年生から6年生までの男女児童とする。
なお、転宅などで島本町から他市町村に転居した児童については、引き続き元の球団に所属することも認める。
但し、理事会宛の報告の義務を有する。
- ② 年間登録者でなければ（未登録選手）大会参加は認めない。
- ③ 島本町協議会内におけるチーム間の移籍について
（ア）原則、選手の協議会内におけるチーム間の移籍は禁止とする。但し、やむを得ない事情の場合は協議会、全チームの代表者において移籍の是非などの決定をする。
（イ）指導者のチーム間の移籍は禁止する。

<<指導者>>

- ④ 第2章、第4条1項に定める指導者とは、成人男女の球団代表、監督、コーチであること。

<<球団>>

- ⑤ 第2章、第4条1項に定める球団とは、成人の代表者1名及び指導者のもと、上記の資格を持つ者で構成されたチームであること。

<<登録
登録費>>

- ⑥ 毎年4月1日付けにて、定められた様式により氏名、住所、学年、学校名、電話を記入し、年間登録費を添えて協議会に登録する。指導者も同様扱いとする。
但し、新人戦に限り、指導者登録費に付いては免除とする。
- ⑦ 年度途中での入団者についても、速やかに登録し登録費も納入すること。
尚、年間登録費は期間の如何を問わず、定められた全額を納入する。

- ⑧ 年間登録費は、総会において一定額を定め各球団に徹底する。
- ＜＜会費＞＞
 - ⑨ 大会参加費は、理事会において一定額を定め大会ごとに納付する。
 - ⑩ その他必要な経費は、理事会にて決定し、徴収することができる。
- ＜＜負傷等＞＞
 - ⑪ 大会、練習中の負傷等は、応急手当以外協議会として一切の責任を負わない。
 - ⑫ 球団ごとに、スポーツ障害保険に加入するようにつとめること。
- ＜＜指導者心得＞＞
 - ⑬ 指導的立場にあることを自覚し、日常においても発言や行動に注意し、会員や父兄からも批判の起こらないよう自己規制の心をもつこと。
 - ⑭ 指導者は、特定の選手を特別扱いすることなく、平等な接し方をする事。
 - ⑮ チーム代表を中心に指導者間のコミュニケーションを円滑にし、円満なチーム運営に留意すること。
 - ⑯ 練習参加は当然ながら大会、会合、研修会等積極的参加を心がける事。
 - ⑰ グランド設営、撤去作業、審判参加等にも積極的参加を心がける事。
 - ⑱ 大会当日の朝は、第1試合に係るチーム指導者1名のみは、準備作業を免除し、選手のアップなどに携わることをOKとする。
 - ⑲ 指導者、球団はグラウンド等公共の施設使用ルールを遵守し、選手の規範となるように努める事。

慶弔見舞金規程

(目的)

この規程は、島本町少年野球協議会における慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について規定するものである。

(対象)

年間登録料を納付した会員(途中退団したものを除く)、もしくは島本町少年野球協議会の卒団生とする。

(支給事由の範囲)

下記、一覧表に基づく。

	結婚	出産	入院 ²⁾	死亡	野球大会出場 ³⁾
現登録・選手本人			¥5,000	¥10,000	
現登録・指導者本人	¥10,000	¥10,000	¥10,000	¥10,000	
現登録・指導者の配偶者	¥0	¥10,000	¥0	¥10,000	
現登録・指導者の実子	¥0	¥0	¥0	¥10,000	
島本町少年野球協議会卒団生 ¹⁾	¥0	¥0	¥0	¥0	¥10,000

<注釈>

- 1)登録選手として卒業し、協議会より卒業記念メダルを受領した者
- 2)入院は7日間以上に限る
- 3)全国高等学校選手権大会への出場選手。但し登録選手としてベンチ入りした者に限る

(受給手続き・届け出)

この規程により慶弔見舞金を受けようとする場合には、所定の様式によって、島本町少年野球協議会に届け出なければならない。
前項の届け出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、島本町少年野球協議会が認めた場合には、添付する書類の全部又は一部を省略することができる。

慶弔見舞金支給申請書

チー ム 名 : _____ 申 請 日 : _____ 年 月 日
 氏 名 : _____ 結婚・出産・入院・死亡・大会出場

下記の通り、慶弔見舞金の支給をお願いいたします。 いずれかに○をする

項目	内 容		備考
結婚祝金	入籍日	年 月 日	
	挙式日	年 月 日	
	配偶者名		
出産祝金	出生者名		
	出産日	年 月 日	
入院見舞金	病名		
	入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	病院名		
死亡弔慰金	死亡者名		
	続柄		
	死亡日	年 月 日	
野球大会出場 祝金 卒団生	大会名		
	開催日	年 月 日	

【 協議会記入 】

支 給 金 額 : _____ 円

 上記の支給金額を正に受領いたしました。

年 月 日

氏名 : _____ 印

様式第 2 号

令和 6 年度事業・活動報告書

団体名 島本町少年野球協議会

開催月	事業の目的及び内用
年間	【目的】 ①登録指導者（50 名）が少年たち（町内の小学生 95 名登録）の健全育成が当会の理念であり、会則にも明記のとおり全ての事業・対外試合・日常練習等にもこれを基本として対処している。②特に体位低下や体力不足が指摘されている現在、その打破と向上に努めている。③社会教育としての挨拶・ルール厳守・絆の重要性・仲間意識・服装の正順さ・ことば使い等々、野球を通じ教育している。
令和 6 年 4 月 随時	【会議】 総会 理事会
令和 6 年 5 月 6 月 10 月	【事業】 <協議会（町内）行事> 島本町町長旗杯 島本町町議会議長杯 島本町教育長杯
令和 7 年 1 月（予定） 2 月（予定） 3 月（予定）	島本町杯新春新人戦少年野球大会 島本町少年野球協議会長旗卒団記念大会 島本町少年野球協議会長杯新人戦
令和 6 年 4 月 4 月 4 月	<町外事業＝近隣地区連盟への大会参加> 京都八幡近隣地区大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム） 城陽市長旗杯争奪大会（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム） 吹田千里ニュータウン大会（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム）

3 球団・6 チーム（各チーム
A・B の 2 チーム）参加

5 月	北摂野球連合春季野球大会（島本 3 チームにより選抜）
6 月	京都府乙訓理事長旗（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム）
7 月	茨木ライオンズクラブ大会（協議会 3 チーム参加、全 60 チーム）
8 月	南山城支部大会（協議会 3 チーム参加、全 80 チーム）
9 月	北摂野球連合秋季野球大会（島本 3 チームにより選抜）
9 月	吹田東部ジュニア連盟大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
9 月	茨木市読売新聞社旗争奪大会（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
10 月	茨木市茨木JA 杯（協議会 3 チーム参加、約 100 チーム）
10 月	高槻スポーツ少年団親睦大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
11 月	朝日新聞社優勝旗争奪北大阪大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
	<少年野球体験会> 町内の各小学校・中学校グラウンドにて大会日以外の各チーム活動日に少年野球体験会を同時開催。 （令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月予定） <町内行事への参加協力> ①町民スポーツ祭 実行委員会スタッフ協力 ②島本夏まつり 実行委員会スタッフ協力 ③しまもとミニマラソン 実行委員会スタッフ協力

様式第 2 号

令和 6 年度事業・活動報告書

団体名 島本町少年野球協議会

開催月	事業の目的及び内用		
	【目的】 少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。		
	■体験会参加人数		
		島本ブレーブス	島本ヤンキース
		島本ジャイアンツ	
4 月	4/13 1 名 4/20 2 名	4/6 12 名 4/7 15 名 4/13 5 名 4/20 22 名 4/28 5 名	4/20 10 名 4/28 10 名
5 月	5/6 3 名 5/26 3 名	5/3 5 名 5/4 15 名 5/6 12 名 5/11 15 名 5/12 6 名 5/18 8 名 5/25 6 名 5/26 10 名	5/18 10 名 5/25 30 名 5/26 4 名
6 月	6/1 2 名 6/15 3 名	6/1 5 名 6/2 15 名 6/8 12 名 6/9 10 名 6/15 15 名 6/22 8 名 6/29 5 名 6/30 5 名	6/22 10 名 6/29 10 名 6/30 6 名
7 月		7/6 5 名 7/7 15 名 7/13 5 名	

			7/14 12 名 7/15 5 名 7/20 7 名 7/21 25 名 7/27 5 名 7/28 25 名	
	8 月	8/4 20 名	8/3 5 名 8/4 10 名 8/12 3 名 8/17 12 名 8/18 5 名 8/24 23 名 8/25 7 名	8/3 6 名 8/25 8 名
	9 月	9/1 5 名 9/29 20 名	9/1 12 名 9/7 5 名 9/8 21 名 9/14 5 名 9/15 8 名 9/16 15 名 9/21 15 名 9/23 10 名 9/28 6 名 9/29 13 名	9/16 10 名 9/29 10 名
	10 月	10/5 16 名		
	11 月	11/3 3 名 11/4 3 名	11/3 11 名 11/4 8 名 11/8 4 名 11/9 8 名 11/10 16 名 11/17 16 名 11/23 5 名 11/30 5 名	11/3 8 名 11/8 6 名 11/17 6 名 11/30 8 名
	12 月			
	1 月			
	2 月			
	3 月			

令和6年度決算・収支(見込)報告書

団体名 島本町少年野球協議会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	41,055 円	前年度繰越金
島本町補助金	70,000 円	島本町補助金 70,000円
部員年間登録費	100,000 円	1,000円×100名
大会参加費	174,000 円	3チーム×5大会、新春新人戦 3チーム×5大会(¥10,000円) 新春新人戦(¥3000×8)
卒業生負担金	15,200 円	卒業記念メダル¥800×19名
北大阪大会運営費	60,000 円	運営助成金10,000円 運営経費補填
雑収入	75,000 円	利息、j.com協賛金、喜楽杯メダル(立替費)
記念基金繰入	33,289 円	記念基金繰入金
合計	568,544 円	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
大会事業費	200,000 円	会議、運営費、商品、メダル代	7,0000円
体験会費用	75,000 円	ボール、石灰、PRチラシ印刷、スピードガン	
北摂大会運営費	50,000 円	大会参加費、弁当、飲料、駐車場代等	
事務通信印刷費	10,000 円	コピー、切手代等	
研修費	15,000 円	ルールブック、審判講習会参加費等	
卒業部員記念費	32,300 円	協議会卒団メダル ¥1,700×19個	
備品購入費	35,000 円	横断幕、備品他、塁ベース一式	
対外試合情報交際費	10,000 円	会合費、大会関連経費	
北大阪大会運営費	60,000 円	石灰、弁当代等	
雑費	5,000 円	協議会設備修繕費等	
記念基金積立	40,000 円	記念基金積立	
合計	532,300 円		70,000円

収支差引額

(収入)568,544円 - (支出)532,300円 = (次年度繰越)36,244円

令和6 年度記念基金(見込)報告書

収入

項目	金額	内容説明
前期繰越	172,475 円	前年度繰越金
令和6年度積立金	40,000 円	記念基金積立金
合計	212,475 円	

支出

項目	金額	内容説明
一般会計繰入	33,289 円	一般会計へ繰入
合計	33,289 円	

収支差引額

(収入)212,475円 - (支出)33,289円 = (次年度繰越金)179,186円

様式第 4 号

令和 7 年度事業・活動計画書団体名 島本町少年野球協議会

開催月	事業の目的及び内用
年間	【目的】 ①登録指導者（50 名）が少年たち（町内の小学生 100 名登録）の健全育成が当会の理念であり、会則にも明記のとおり全ての事業・対外試合・日常練習等にもこれを基本として対処している。②特に体位低下や体力不足が指摘されている現在、その打破と向上に努めている。③社会教育としての挨拶・ルール厳守・絆の重要性・仲間意識・服装の正順さ・ことば使い等々、野球を通じ教育している。 【会議】 総会 理事会 【事業】 ①上記高揚のため、発表の場として町内の 6 大会を計画している。 ②更に近隣の地区大会（令和 5 年度・18 大会）に参加して、友好を深め友情の大切さや、野球技術のレベルアップに努める。
令和 7 年 4 月 随時	
令和 7 年 5 月 6 月 10 月	<協議会（町内）行事> 島本町町長旗杯 島本町町議会議長杯 島本町教育長杯
令和 8 年 1 月 2 月 3 月	島本町杯新春新人戦少年野球大会 島本町少年野球協議会長旗卒団記念大会 島本町少年野球協議会長杯新人戦
令和 7 年 4 月 4 月	<町外事業＝近隣地区連盟への大会参加> 京都八幡近隣地区大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム） 吹田千里ニュータウン大会（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム）

4 月	城陽市長旗杯争奪大会（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム）
4 月	リヴ杯争奪春季学童野球大会（協議会 3 チーム参加、約 20 チーム）
5 月	北摂野球連合春季野球大会（島本 3 チームにより選抜）
5 月	京都府乙訓理事長旗（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
5 月	南山城支部大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
7 月	茨木ライオンズクラブ大会（協議会 3 チーム参加、約 60 チーム）
9 月	北摂野球連合秋季野球大会（島本 3 チームにより選抜）
9 月	40 年会 ジュニア大会（協議会 3 チーム参加、約 20 チーム）
9 月	乙訓ダイヤモンドリーグ（協議会 3 チーム参加、12 チーム）
9 月	茨木市読売新聞社旗争奪大会（協議会 3 チーム参加、約 50 チーム）
9 月	吹田東部ジュニア連盟大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
9 月	寝屋川ジュニア大会（協議会 3 チーム参加、約 130 チーム）
10 月	茨木市茨木 JA 杯（協議会 3 チーム参加、約 100 チーム）
10 月	高槻スポーツ少年団親睦大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
10 月	40 年会 卒団記念大会（協議会 3 チーム参加、約 30 チーム）
11 月	朝日新聞社優勝旗争奪北大阪大会（協議会 3 チーム参加、約 80 チーム）
	<少年野球体験会> 町内の各小学校・中学校グラウンドにて大会日以外の各チーム活動日に少年野球体験会を同時開催する。 （令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月） <町内行事への参加協力> ①町民スポーツ祭 実行委員会スタッフ協力 ②島本夏まつり 実行委員会スタッフ協力 ③しまもとミニマラソン 実行委員会スタッフ協力

様式第 4 号

令和 7 年度事業・活動計画書

団体名 島本町少年野球協議会

開 催 月	事 業 の 目 的 及 び 内 用
年間	【目的】 少年野球の体験会をととして、心身の健全育成を図ることを目的とする。
令和 7 年 4 月～ 令和 8 年 3 月	町内の各小学校・中学校グラウンドにて 大会日以外の各チーム活動日に少年野球体験会を同時開催する。

令和7 年度予算・収支見込書

団体名 島本町少年野球協議会

収入

項目	金額	内訳説明
前年度繰越金	36,244 円	前年度繰越金
島本町補助金	70,000 円	島本町補助金 70,000円
部員年間登録費	100,000 円	1,000円×100名
大会参加費	174,000 円	3チーム×5大会 新春新人戦 3チーム×5大会(¥10,000円) 新春新人戦(¥3000×8)
卒業生負担金	25,200 円	卒業記念メダル¥900×28名
北大阪大会運営費	60,000 円	運営助成金10,000円 運営経費補助
雑収入	75,000 円	利息、jcom協賛金、喜楽杯メダル(立替費)
合計	540,444 円	

支出

項目	金額	内訳説明	(内補助金)
大会事業費	200,000 円	会議、運営費、商品、メダル代	7,0000円
体験会費用	70,000	ボール、石灰、PRチラシ印刷	
北摂大会運営費	50,000 円	大会参加費、弁当、飲料、駐車場代等	
事務通信印刷費	10,000 円	コピー、切手代等	
研修費	15,000 円	ルールブック、審判講習会参加費等	
卒業部員記念費	47,600 円	卒業記念メダル ¥1,700×28個	
備品購入費用	20,000 円	横断幕、備品他	
対外試合情報交際費	10,000 円	会合費、大会関連経費	
北大阪大会運営費	60,000 円	石灰、弁当代等	
雑費	5,000 円	協議会設備修繕費等	
記念基金積立	40,000 円	記念基金積立	
予備費	12,844 円	次年度繰越金	
合計	540,444 円		70,000円

収支差引額

(収入)540,444円 - (支出)540,444円 =0円

令和7 年度記念基金予算・収支見込書

収入

項目	金額	内容説明
前期繰越	179,186 円	前年度繰越金
令和7年度積立金	40,000 円	記念基金積立金
合計	219,186 円	

支出

項目	金額	内容説明
合計	0 円	

収支差引額

(収入)219,186円 － (支出)0円 ＝ (次年度繰越金)219,186円

島本町少年野球協議会

役員 & 指導者名簿

令和5年4月1日
島本町少年野球協議会

NO	役職	所属	氏名	携帯番号	住所	備考
1	会長	G	増山 寛次	090-5253-4120	東大寺3-80-2-202	Gチーム代表
2	副会長	B				
3	事務局担当・理事	Y				
4	"	Y				
5	"	G				
6	運営担当・理事	B				Bチーム副代表
7	運営担当・理事(主任・審判員兼務)	Y				
8	財務担当・理事(事務局担当兼務)	B				
9	審判部長(運営担当・理事兼務)	G				
10	会計監査・委員	B				
11	相談役	G				Gチーム相談役
12	運営部・委員	B				
13	"	G				
14	"	Y				
15	主任・審判員	B				
16	"	B				
17	"	G				
18	"	G				
19	"	Y				
20	プレープス指導者 (17名) 選手(36名)	B				Bチーム代表
21		B				BチームA監督
22		B				
23		B				BチームB監督
24		B				
25		B				
26		B				
27		B				
28		B				
29		B				
30	ジャイアンツ指導者 (18名) 選手(30名)	G				
31		G				
32		G				GチームA監督
33		G				
34		G				GチームB監督
35		G				
36		G				
37		G				
38		G				
39		G				
40		G				
41	ヤンキース指導者 (12名) 選手(36名)	Y				Yチーム代表
42		Y				YチームA監督
43		Y				YチームB監督
44		Y				
45		Y				Yチーム顧問
46		Y				
47		Y				

(1)各チームより提出頂いた年間登録原表を元に作成(令和5年3月12日付け)

(2)年度途中の変更(退任・新任等)の場合は、即近大会時に事務局に届け出て、全体ミーティングにて全員に紹介する。

※個人情報保護法に基づき、取り扱いに十分にご注意願います。
(少年野球関連連絡以外の使用・転用を禁止します。)

社会教育関係団体認定申請書

令和 6 年 12 月 13 日

島本町教育委員会

教育長 横山 寛 様

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

（発足年月日） 昭和50年7月12日

所在地 島本町広瀬1-14-15

代表者氏名 団委員長 八代 龍之介

連絡先 同 上

電話番号 080-5095-8463

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

規約集

育 成 会 会 則
団 規 約
団 則
会 計 規 則
会計規則 付則

日本ボーイスカウト
大阪連盟島本第1団

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

育 成 会 会 則

(名称及び所在地)

第1条

1. 本会は日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団育成会（以下、本会という。）と称する。
2. 本部を 大阪府三島郡島本町広瀬5-4-12 岸外科医院内におく。

(目 的)

第2条

1. 本会はスカウトの『ちかい』及び『やくそく』の実践を特色としたボーイスカウト運動を育成、後援する。
2. 団の発展のために必要な経費の援助を行う。

(事 業)

第3条

本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. ボーイスカウト団を組織し、日本連盟に登録せしめる。
2. ボーイスカウト活動に対する資金援助。
3. スカウト活動の普及、宣伝。
4. その他目的達成に必要な事業。

(経 理)

第4条

1. 本会の事業隊遂行に要する経費は以下収入をもって当てる。
 - 1) 会費（一般会費・賛助会費）
 - 2) 寄付金
 - 3) 入会金
 - 4) その他の収入
2. 前項の会費、入会金については会計規則により定める。
3. 本会の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会の議を得て

毎会計年度開始前に会長が決定する。

4. 本会の収支決算は会計年度終了後2ヶ月以内に会計が作成し、監査を受ける。
5. 本会の会計年度は毎年9月1日から始まり、翌年8月31日をもって終わる。

(会員の構成)

第5条

1. 一般会員 スカウトの保護者（スカウト1名につき1保護者とする）を一般会員とする。
2. 賛助会員 この運動に賛助し本会の事業のために援助された一般会員以外の有志を賛助会員とする（スカウトの在籍しない指導者、団委員を含む）

(入 会)

第6条

青少年が保護者の承諾印を添えた入団申込書を提出し、団委員会の承認を得て入団すると同時に、その保護者は一般会員として会員名簿に登録される。

(脱 会)

第7条

一般会員より脱会届の提出があった場合、団委員会の承認を得て脱会とし、会員名簿から抹消する。但し、納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。

(役員の数および選出の方法)

第8条

本会に次の役員をおく。

- 1) 名誉会長 1名 団の経営、運営面を含めボーイスカウト運動全般に特に功績顕著であった者又は、教育指導面に特に功績顕著であった者の中から総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 2) 顧問及び
相談役 若干名 顧問及び相談役は必要に応じ理事会の議を経て、会長が委嘱する。名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じるとともに理事会に出席して意見

を述べることができる。但し議決に加わることができない。

- 3) 会 長 1名 総会において選任する。会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4) 副会長 2名 総会において選任する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5) 理 事 15名 以下の条件で選出し、会長が委嘱する。理事は他の役員や団組織等と協調して会の運営ならびに事業推進を行う。
 - (イ) 各隊を代表する者として、各隊の指導者又は保護者の会の構成員の中から、各隊長が団委員長の承認を得て、各1名宛で指名する。
 - (ロ) 団委員会を代表する者として、団委員長の他、団委員長が団委員の中から3名を指名する。
 - (ハ) 育成会の指名する賛助会員の中から、会長が若干名を指名する。
- 6) 会 計 1名 会長が団委員の中から指名する。会計は納入された会費、その他の収入による金銭出納を取扱い資金を保管する。本会の会計は当然に財政担当団委員を兼務する。
- 7) 監 査 1名 総会において選出する。本会の会計を監査する。
- 8) 書 記 1名 総会において選出する。本会の運営事務を担当する。

総会で選出する役員は、立候補を原則とし、立候補のない場合は総会で互選する。立候補の受付は、毎年8月1日から15日までとし、会長に届け出なければならない。

(団 委 員)

第9条

日本連盟教育規定401条・407条の定めにより、団委員会を構成し団委員を選任する。

(役員の任期)

第10条

本会役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠による任期は前任者の残任期間とする。なお役員が任期満了後でも後任が就任するまでその職務を行う。

(審 議)

第11条

本会に総会および役員会を設ける。

1. 総会は毎年9月又は10月に会長が招集する。また必要に応じて臨時に会長が招集することができる。
2. 役員会（理事会と呼称する）は本会運営の議決機関であり、必要に応じて会長が招集する。
3. 理事会は、会長・副会長・理事・会計・監査・書記で構成し、構成員全員の出席を必要とする。
4. 理事会は、少なくとも年3回以上開催する。
5. 団委員会の構成員として、本会の会長もしくは育成会の指名する者及び会計は本会の代表員として団委員会に出席し育成会の意向を反映させるとともに団運営に当たる。
6. 総会は過半数をもって定足数（委任状を含む）とし、その議決は出席者の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会則の改廃)

第12条

本会則の改廃は総会において定足数の2/3以上の数で決する。

(付則)

1. 本規約に定めない事項、または疑義が生じたときには理事会で定める。
2. この会則は、平成 6年10月 2日より施行する。
3. この会則は、平成 7年 9月30日 改正
4. この会則は、平成11年11月21日 改正

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

団 規 約

総 則

- (1) 団は、日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団と称し、団本部を島本町広瀬5丁目4-12 岸外科医院内に置く。
- (2) 本団は、島本町及びその近隣市町等の有志及び隊員の保護者による育成会によって維持する。
- (3) 本団は、特に規定のない場合に限り、ボーイスカウト日本連盟規定によって運営される。
- (4) 本団の通常の運営は、団委員会及び各隊指導者（副長以上）によって行われる。

団委員及び隊指導者

(団委員及び隊指導者の任命)

- (1) 本団の団委員は、育成会総会の議を経て育成会会長が委嘱し、隊指導者は団委員会の議を得て団委員長及び該当隊長が任命又は委嘱する。
- (2) 団委員長は規定の資格に該当することを考慮し、団委員の互選によって決めるものとする。
- (3) 副団委員長は、上記と同じ方法で決めるものとする。

(指導者としての心得)

本団の団委員及び各隊指導者は、ボーイスカウト精神に則り品性を重んじ隊員とその保護者の信を託すに足り、社会の信望に応えなければならない。

(団の政治活動の禁止)

- (1) 団は、いかなる政治団体に対してもこれを支持せず、また制約を受けない。
- (2) 何人といえども団を政治目的のために利用することを許さない。

団委員会・団会議

(団委員会)

団委員会の役目は次の通りである。

- (1) 団の資産を管理する。
- (2) 団の財政について責任を持つ。
- (3) 集会所・備品及び夏季野営実施について便宜を図る。
- (4) 団の各隊指導者の選任について責任を持ち、それらの指導者に対し訓練参加の援助を行う。
- (5) 団内スカウトの進歩の促進を図る。
- (6) 団内すべてのスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。
- (7) 団内スカウトの健康と安全に留意する。
- (8) スカウト運動の主旨の普及に努める。
- (9) 団委員会はスカウトの実際訓練には直接たずさわらない。但し、特殊の事情が生じた場合は、団会議の議を経て、指導面の援助を行う。

(団会議)

団会議は、団の教育訓練に関する事項を協議するため、団委員長（副団委員長）、各隊指導者（副長以上）によって構成され、団委員長が召集し、その議長となる。

隊員の入隊・転入（移籍）

(入 隊)

本団の隊員として入隊するものは、次に掲げるものを具備しなければならない。

- (1) 保護者が、ボーイスカウト運動を理解し入隊の同意を得た者。
- (2) 入隊の審査に合格し『ちかい』（ボーイ隊以上）『やくそく』（ビーバー隊・カブ隊）の実践を誓えるもの。
- (3) 保護者が育成会費・入団費・隊費の納入ができて保護者会等の集会に出席ができること。

(隊員募集の原則)

- (1) 隊員の募集は、年1回定期に行う。その期日及び募集人員は団会議で決める。
- (2) 他隊からの転入（移籍）・途中入隊は、隊の収容能力等を勘案し、当該隊長の意見を聴き、団委員長がこれを決める。

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

団 則

第1条

この団は、日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団と称する。

第2条

この団は、ボーイスカウト運動を通じて、青少年がその自発活動により自らの健康を築き、社会に奉仕し得る能力と、人生に有用な技術を体得し、かつ、実践、勇気、自信および国際愛と人道主義を把握し、実践し得るよう教育するをもって目的とする。

第3条

この団は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に基づき、団委員会と保護者の承認を得た者で組織する。

第4条

この団に次の役員を置く。

名誉団委員長、顧問、相談役	若干名
団委員長	1名
副団委員長	若干名
団委員	5名以上
各隊長	各1名
各隊副長	若干名

団委員は、育成会総会の議を経て育成会長が委嘱する。

名誉団委員長、顧問、相談役は、団委員会の承認を得て団委員長が委嘱する。

団委員長及び副団委員長は、団委員の互選とする。

隊長及び副長は、団委員会が任命する。

役員の任期は1ヶ年とし再任を妨げない。

第5条

各役員は、ボーイスカウト日本連盟教育規定により、その職務を行うものとする。

1. 団委員長は、団委員会組織を確立し、団会議を招集し、その議長となる。
また各隊の育成発展に協力し、隊全般を監査しその活動に協力する。
2. 副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長不在の際はこれを代行する。
3. 隊長は、隊活動全般を指導する責任を有する。副長は隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職務を代行する。

第6条

この団の経費は、育成会会費、入会金、隊費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

付 則

1. この団則に定めない事項に疑義を生じたときは、団委員会の判断に基づき、日本連盟教育規定の該当事項を準用する。
2. この団則は、平成 6年 9月15日 から実施する。
3. この団則は、平成12年10月29日 改正

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第一団

会 計 規 則

【総 則】

- 1、この規則は、日本ボーイスカウト島本第一団育成会の会計について、定めたものである。

【会 計】

- 2、育成会は、スカウト教育のために組織された奉仕の精神をもって団を創立し、且つその存続を維持し、また教育に必要な施設と経費について責任を負うための団体であり、ボーイスカウト活動に必要な団運営の資金として運用されるもので、その事業目的は同じものであり、会計処理は同一とする。

【運 営】

- 3、本会の会計（以下、本会計という）の運営に関しては育成会役員及び団委員会が責任を持つ。

【担 当 者】

- 4、本会計の事務は、財政担当団委員がこれを行い、会計庶務担当役員がこれを補佐する。

【会計年度】

- 5、本会計は4月1日から翌年3月31日までをもって、一会計期間とする。

【収 入 源】

- 6、本会計の収入源は、次のとおりとする。

- (1) 育成会費（一般・賛助）
- (2) 入会金
- (3) 助成金・補助金・寄付金
- (4) 行事参加費
- (5) 預金利子等雑収入
- (6) 隊費

【育成会費】

7、本会計の育成会費は、次のとおりとする。

育成会費には、一般会費とともにスカウト登録費用も含む。

(1) 育成会費

※在籍するスカウトが1名の場合

一般会費年額 27,000円とする。

※在籍するスカウトが2名以上の場合

第一子については、一般会費年額 27,000円とする。

第二子以降、一般会費年額 17,000円とする。

スカウトの保護者は、スカウト1名について1口を負担する。

※例外としてローバースカウトは、登録費 6,700円のみを負担する。

※ローバースカウトの保護者で指導者を務められる方は、本項(3)の
賛助会費を徴収する。

(2) 年度途中の入隊者に対する一般会費の算定は以下のとおりとする。

入隊時期…… 4月 ～ 9月…… 27,000円 / 17,000円

入隊時期…… 10月 ～ 翌年3月…… 14,500円 / 9,000円

(3) 賛助会員については、賛助会費として11,100円を徴収する。

(4) 登録費について

ボーイスカウト日本連盟登録費および大阪連盟登録費、みしま地区地区費
に関しては、団会計からまとめて支払いを行うこととする。

(5) 育成会員が、やむを得ない事情により、育成会費の支払いが困難な状況に
陥った場合、以下の手続きをもって減額することが可能である。

① 育成会員より育成会長あるいは所属する各隊隊長に「育成会費減額
申請書」を提出

② 提出された「育成会費減額申請書」を、直近に開催される団委員会
で検討の上、妥当とされる育成会費を決定し、育成会員に「回答書」
で通達する。

③ 尚、適用は、次年度育成会費支払い時からとする。

(6) 納入方法として

① ビーバー、カブ、ボーイ、ベンチャー 各スカウト

※基本的に2月に全期分を一括納入する。

※ただし2月に前期分、9月に後期分を納入しても良い。

② ローバースカウト

※2月に全期分を一括納入する。

③ 賛助会員（スカウトの在籍しない指導者・団委員など）と

ローバースカウトの保護者で指導者

※2月に全期分を一括納入する。

(7) 納入した会費の返還は原則として行わない。

後期に退団した場合でも、後期分の育成会費は徴収する。

(8) 領収書の様式は別紙様式として、会計取り扱い者の領収印をもって

育成会の領収書に代えるものとする。団会計より育成会会計宛の領収

をもって育成会の受け渡しを明確にする。

【入 団 金】

8、入団金は、子弟が入隊するときに、その保護者が納入する。

入団金は、6,000円とする。

但し、すでに兄弟姉妹が島本第一団に在籍する場合に限り、兄弟姉妹が

入隊する際の入会金は免除される。

【助成金等】

9、外部からの助成金・補助金・及び寄付金は、育成会員及び団関係者並びに

地区内の賛同者等から、これを受ける。

但し、寄付金等を募集する場合は、日本連盟教育規定に則って行うものとする。

【隊 費】

10、隊費は、各部門の活動に応じ次のとおりとする。

(1) 各隊の隊費は、各隊の状況に応じて決定する。

尚、仮入隊活動費についてもこれに準ずる。

(2) 納入方法については、各部門（各隊）で決めるものとする。

【行事参加費】

- 11、 育成会及び団並びに各隊の経費は前4ヶ条等の収入によって支出することを原則とするがキャンプ・スキーその他行事で臨時の費用が必要な場合は、参加者から経費に相当する額を徴収する。但し、隊長・副長・デスコーチ等については別に決めるものとする。

【雑 収 入】

- 12、 預金利息その他の雑収入は、本会家に繰り入れる。

【予 算】

- 13、 本会計の予算案は、各隊、財政、会計庶務担当、団委員で作成し団委員会、団会議で編成決定後、育成会総会の承認を得るものとする。

【補正予算】

- 14、 予算を修正する必要の生じた場合は、補正予算を計上し、団委員会の承認を得るものとする。

【緊急支出】

- 15、 予算外であっても、緊急やむ得ず支出を要する場合は、団委員長、財政担当者の協議によって決定し、次回団委員会で承認を得るものとする。

【証拠書類】

- 16、 本会計の支出にあたっては、証拠書類として支払先の発行する領収証を必要とする。但し、やむを得ず領収証を得られない場合は、団委員長又は財政担当委員の承認する書類をもって、これにかえることができる。

【保 存】

- 17、 本会計に関する帳簿書類等は、3年間保存することを要する。

【決算及び監査】

- 18、 本会計の決算は、年1回会計年度をもって行い、予算案作成担当が決算書を作成して、団委員会の承認を得て、監査委員の監査を受け、監査の意見を附して育成

【付 則】

19、 付則

(1) この会計規則の変更には、育成会総会の承認を要する。

この会計規則に疑義又は定めない事項の生じたときは、育成会総会で協議して決定する。

(2) この規則は、平成 6 年 1 0 月 2 日 より施工する。

(3) この規則は、平成 1 1 年 1 1 月 2 1 日 改正

(4) この規則は、平成 1 6 年 1 1 月 7 日 一部改正

(5) この規則は、平成 1 8 年 1 1 月 2 6 日 一部改訂

(6) この規則は、平成 1 9 年 7 月 1 日 一部改訂

(7) この規則は、平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日 一部改訂

(8) この規則は、平成 2 7 年 6 月 7 日 一部改訂

(9) この規則は、令和 2 年 1 月 1 5 日 一部改訂

日本ボーイスカウト大阪連盟島本第1団

会 計 規 則 付 則

慶弔贈呈金

1. (結婚祝金・出産祝金)

スカウト及び団の役員、隊指導者である本人又は配偶者が結婚、出産するときは、祝金を贈呈する

結婚祝金 10,000円

出産祝金 5,000円

2. (慶弔金等)

育成会及び団・隊内において、逝去のあったときは、慶弔金等を次の通り定める。但し、スカウト活動中については団委員会で協議し、その都度定める。

	対 象	香 典	弔 電	会 葬
イ	スカウト	10,000円	団と該当隊	団と該当隊スカウト含む
ロ	スカウトの父母	10,000円	〃	〃
ハ	育成会長 団委員長(副) 団委員 隊長(副)	10,000円	〃	〃
ニ	ハの配偶者並びに 実父母	10,000円	〃	〃
ホ	ハ以外の指導者 育成会役員	10,000円	〃	〃
ヘ	ホの配偶者	5,000円	〃	〃
ト	イ・ハの同居家族	5,000円	〃	〃

注1 イ～トの重複するときは各々の項目について上位をとるものとする。

注2 ニ 項のハの親が遠隔地で別居している場合の会葬は見合わせることもある。

注3 平日の葬儀であって学校の授業や行事に差し支える場合はスカウトの会葬は見合わせる。

3. (功勞感謝状と感謝金)

弔慰金、餞別金のほか、育成会長、団委員、隊長、副長として併せて10年以上登録し活動されているものについては団委員会で協議の上、功勞感謝状と感謝金を贈ることができる。

4. (見舞金等)

- 1) 団の役員、隊指導者（準指導者を含む）が病気又は事故により重症又は長期にわたり療養を要する場合は次の通りとする。

見舞金

イ. スカウト訓育時における事故・入院10日以上の場合	10,000円
ロ. 病気・入院10日以上又はそれに準ずる場合	5,000円
ハ. 住居が被災した場合・被害（大）の時は	10,000円
被害（小）の時は	5,000円

- 2) スカウトについては制服を着用してスカウト活動に参加している期間（集会への往復途中を含む）で骨折あるいは入院治療を要するほどの傷害を受けた場合にだけ見舞金（品）として最高限度を5,000円と定め、その範囲内で見舞するものとする。

- 3) 上記の見舞の時期及び見舞金（品）の額は時期を失せぬ様、所属隊長が団委員長に報告し、諒解をとり決定するものとする。

- 4) スカウト傷害保険の適用を受けた場合は、別に支給される。

（注）慶弔贈呈金などの返礼はしないものとする。

5. (制服費)

団の役員・隊指導者（準指導者を含む）の役務を委嘱する時は初回就任時に限り、次の通り制服費（ベレー帽服む）を支給する。

- 1) 学生（ローバースカウト）に対しては全額（3回分割で3年以内で）
- 2) 社会人に対しては半額（3回分割で3年以内で）

6. (旅 費)

指導者が、団（隊）のスカウト活動に参加するために要する宿泊費用は、次の基準によって支弁する、

- 1) 団委員会・団会議の要請によって参加する育成会員、団委員その他関係者に対しては半額、但しローバースカウトに関しては団 1/2、隊 1/4、個人 1/4 とする。
- 2) デンコーチに役務をもって参加するスカウトは半額。
- 3) 日本ジャンボリー、世界ジャンボリー、その他多額の費用を要する連盟行事等に派遣員として参加する場合には、団委員会において参加費の 30% を最高限度として支弁額を決定する。
- 4) 周年行事・特別行事等は別途とする。

7. (共同負担)

前条の指導者等に関する旅費は、会計規則 11 の行事参加費に含めて徴収することがある。

8. (研修費)

育成会員及び団員がスカウト教育に関する指導者講習会・WB 研修会・WB 実習所・団運営研修所・各種研修会等に参加する時の費用は全額支弁する。

但し、特に多額を要する場合は、団委員会で協議して決定する。

9. (公 務)

育成会員及び団委員、隊指導者が日本連盟・県連盟・地区の会合に出席する時、公務に要する費用は、半額支給する。

地区の各種委員会に出席する時の交通費は全額支弁する。

10. (記念行事への参加)

三島地区内の団記念行事（式典）について、当該団より出席招請状が発せられた時は、下記により祝意を表す。

出席者 当該団の要望に応じて

祝 電 出席できない時、団委員長名義で

祝 金 5,000 円（但し、他団と協議の上増額する場合がある。）

11. (変 更)

この会計付則の変更には、団委員会の決議を要する。

1. この会計規則付則は、平成 12 年 10 月 29 日 から実施する。

日本ボーイスカウト島本第1団 保 護 者 会

1. (構 成)

1. 本会は、島本第1団に入隊しているスカウトの保護者で構成する。
2. 各隊ごとに組織する。

2. (活 動)

本会は、隊および班（組）活動に干渉することなく隊の補助機関として、隊長と連携し協力する。

3. (目 的)

本会は、スカウトの健全な発展を願い連帯感に基いてスカウト教育の理解を深めることと、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

4. (禁止行為)

本会は、特定の政党や定款にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

5. (運 営)

本会は、配付金等により維持・運営するものとし、会場使用の謝礼、勉強会等に使用する。

6. (役員および任期)

本会に、次の役員をおく。任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

各隊毎に	保護者の会会長	1名
	保護者の会会計	1名

令和6年度 事業・活動報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

開催時期			事業の目的及び内容
月	日	曜日	
令和6年			
4	3	日	上進式、『緑の募金、台湾地震救援募金』（阪急水無瀬駅前・JR島本駅前）
	14	日	みしま地区総会
	20～21		ボーイ隊訓練キャンプ（若山神社）
	27	土	合同会議（ふれあいセンター）
5	18	土	育成会理事会（ふれあいセンター）
	19	日	みしま地区ビーバーカーニバル（高槻城公園）
	25	土	合同会議（ふれあいセンター） 5/25～26 日本連盟全国大会
6	2	日	大阪連盟年次総会
	23	日	合同会議（ふれあいセンター）
	23	日	育成会総会（ふれあいセンター）
7	13～15		カブ隊夏季キャンプ（彦根市荒神山自然の家）
	21	日	ボーイ隊訓練ハイキング（比叡山）
	27	土	合同会議（ふれあいセンター）
8	11～13		ボーイ隊 白山登山
	24	土	みしま地区協議会（摂津市）
	24	土	合同会議（ふれあいセンター）
9	8	日	スカウトの日「ブラごみバスターズ」町内清掃奉仕
	8	日	みしま地区防災キャラバン2024（茨木イオン）
	28	土	合同会議（ふれあいセンター）
10	6	日	ワクワク自然体験あそび「1日体験」（せせらぎ公園）
	19	日	JOTI（ジャンボリー・オン・ジ・インターネット ふれあいセンター）
	26	土	みしま地区ボーイスカウト指導者講習会（ふれあいセンター）
	26	土	合同会議（ふれあいセンター）
11	2～3		みしま地区100kmハイク（JR島本～みしま地区～摂津市駅前）
	9～10		ゴールデンアローチャレンジキャンプ（みしま地区班長訓練キャンプ）
	24	日	みしまリーダーズデイ（地区指導者講習会）（北千里）
	30	土	団審査、合同会議（ふれあいセンター）
12	8	日	島本町ミニマラソン奉仕
	14	土	合同会議（ふれあいセンター）
	21	土	みしま地区協議会（摂津市）
令和7年			
1	1	月	元旦集会（若山神社）
	11	土	みしま地区新年互礼会（茨木おにクル）
	19	日	防災チャレンジ「島本町 防災とボランティア訓練 連携企画」（第2中学校体育館）
	25	日	合同会議（ふれあいセンター）
	26	日	大阪国際女子マラソン奉仕
2	2	日	未来への集い（大阪連盟主催 講習会）
	8～10		スキー舎営（CS隊 BS隊合同） 兵庫県立兎和野高原野外教育センター
	22	土	合同会議（ふれあいセンター）
	23	日	大阪マラソン奉仕
3	2	日	ワクワク自然体験あそび「親子ハイキング」（椎尾神社～天王山）
	22	土	合同会議（ふれあいセンター）
	23	日	ちかいの式（若山神社）

（注）各隊の活動は省略。令和7年1月～3月は予定。

様式第3号

令和6年度 決算・収支（見込）報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	487,545	
育成会費・賛助会費	662,200	スカウト・指導者・団委員の登録費、育成会費
入団金	6,000	
島本町補助金	70,000	令和7年度 島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金 ※
合 計	1,225,745	

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
団・隊登録費	12,000	日本連盟・大阪連盟
登録費・保険料	500,000	日本連盟・大阪連盟
事務・通信・会議費	70,000	交通費共
振興協会会費	22,000	大阪ボーイスカウト振興協会負担金
渉外・慶弔費	10,000	
交通費	20,000	
器具・備品費	10,000	
野営・行事費	190,000	団行事費・1日体験入隊・入団説明会費・備品等 島本町補助金を充当※
指導者育成費	10,000	
組織拡張費	40,000	島本町補助金を充当※
需品費	20,000	
小計	904,000	
予備費	321,745	(次年度へ繰越し)
合 計	1,225,745	

(注) 提出時期が年度途中のため、見込み数値となります。

様式第4号

令和7年度 事業・活動計画書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

開催時期			事業の目的及び内容
月	日	曜日	
令和7年			
4	6	日	上進式、『緑の募金活動』（阪急水無瀬駅前・JR島本駅前）
	20	日	みしま地区総会
	26	土	合同会議（ふれあいセンター）
5	3～5		訓練キャンプ（尺代野外活動センター）
	18	日	みしま地区ビーバーカーニバル（場所未定）
	24	土	合同会議（ふれあいセンター） 5/25 日本連盟全国大会
6	1	日	大阪連盟年次総会
	22	日	合同会議（ふれあいセンター）
	22	日	育成会総会（ふれあいセンター）
	29	日	みしま地区ボーイスカウト指導者講習会
7	19～21		団合同夏季キャンプ（場所 未定）
	26	土	合同会議（ふれあいセンター）
	27	日	みしま地区スカウトフォーラム
8	9～13		夏季キャンプ（尺代野外活動センター）
	23	土	合同会議（ふれあいセンター）
	24	日	みしま地区協議会（摂津市）
9	7	日	スカウトの日（SDGSプログラム プラごみバスターズ町内清掃奉仕）
	7	日	防災キャラバン2025（茨木イオン）
	27	土	合同会議（ふれあいセンター）
10	5	日	ワクワク自然体験あそび「1日体験」（せせらぎ公園）
	19	日	JOTI 2025（ジャンボリー・オン・ジ・インターネット）
	25	土	合同会議（ふれあいセンター）
11	1～2		みしま地区100kmハイク（JR島本～みしま地区～摂津市駅前）
	8～9		ゴールデンアローチャレンジキャンプ（みしま地区班長訓練キャンプ）
	22	土	団審査、合同会議（ふれあいセンター）
12	7	日	みしま地区カブホリデー（場所未定）
	7	日	島本町ミニマラソン支援
	20	土	みしま地区協議会（摂津市）
	13	土	合同会議（ふれあいセンター）
令和8年			
1	1	木	元旦集会（若山神社）
	10	土	みしま地区新年互礼会
	24	土	合同会議（ふれあいセンター）
	○	日	大阪国際女子マラソン奉仕
2	8～9		スキー舎営（CS隊 BS隊合同）（場所 未定）
	8	日	未来への集い（大阪連盟主催 講習会）
	15	日	みしま地区BP祭（場所 未定）
	28	土	合同会議（ふれあいセンター）
	○	日	大阪マラソン奉仕
3	8	日	ワクワク自然体験あそび「親子ハイキング」（権尾神社～天王山）
	8	日	みしま地区ボーイスカウト指導者講習会
	28	土	合同会議（ふれあいセンター）
	29	日	ちかいの式（若山神社）

(注) 各隊の活動は省略。日程は一部「仮」で記載しています。

令和7年度 予算・収支（見込）書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

団体名 日本ボーイスカウト島本第一団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	321,745	スカウト・指導者・団委員の登録費、育成会費
育成会費・賛助会費	600,000	
入団金	6,000	
島本町補助金	70,000	令和7年度 島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金 ※
合 計	997,745	

支 出

項 目	金 額	内 訳 説 明
団・隊登録費	12,000	日本連盟・大阪連盟
登録費・保険料	500,000	日本連盟・大阪連盟
事務・通信・会議費	70,000	交通費共
振興協会会費	22,000	大阪ボーイスカウト振興協会負担金
渉外・慶弔費	10,000	
交通費	20,000	
器具・備品費	10,000	
野営・行事費	190,000	団行事費 1日体験入隊・入団説明会費・備品等 島本町補助金を充当※
指導者育成費	10,000	
組織拡張費	40,000	島本町補助金を充当※
需品費	20,000	
小計	904,000	
予備費	93,745	(次年度へ繰越し)
合 計	997,745	

(2024年12月1日 現在)

団体名 : 日本ボーイスカウト島本第一団

グループ名	代表者氏名	住 所	電話番号
ビーバー隊			
カブ隊			
ボーイ隊			
ベンチャー隊			
ローバー隊			

令和6年度 登録人員

(令和6年10月1日現在)

団体名：日本ボーイスカウト島本第一団

隊・団	スカウト	指導者	団委員	計
ビーバースカウト	3	4		7
カブスカウト	10	4		14
ボーイスカウト	3	11		14
ベンチャースカウト	2	3		5
ローバースカウト	4	4		8
団委員			14	14
合 計	22	26	14	62

2024/10/1 現在

注) ① カブスカウトの指導者人員はデンコーチを含まない。

② ボースカウトの指導者人員は上班1名を含まない。

社会教育関係団体認定申請書

2024年12月13日

島本町教育委員会

教育長 横山 寛 殿

団 体 名 ガールスカウト大阪府第90団

（発足年月日 1975年6月1日）

所 在 地 島本町山崎3-2-4-711

代表者氏名 宮本 克美

連 絡 先 同上

電 話 番 号 075-962-4874

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1. 定款又は規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿及び構成員の人数
5. その他

ガールスカウト大阪府第90団 団 規 約

- 第1条 本団は、公益社団法人ガールスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）定款及び団規定に基づいて設立する。
- 第2条 本団は、日本連盟及び一般社団法人ガールスカウト大阪府連盟（以下、「大阪府連盟」という）に所属し、ガールスカウト大阪府第90団と称し、英語名称は、Girl Scouts of Japan, Troop 90 of Osaka Council（略称GSJ OSAKA90）とする。
- 第3条 本団は、団事務所を団委員長宅に置く。
- 第4条 （目 的）
本団は、ガールスカウトのと「やくそく」と「おきて」に基づきスカウト活動をおこなう。
- 第5条 （事 業）
本団は、次の事業をおこなう。
 (1) 少女の健全な発達に寄与する事業
 (2) 少女の活動に関する研修
 (3) 指導者の養成及び育成
 (4) その他目的を達成するために必要と認めた事業
- 第6条 （構 成）
本団は、日本連盟に登録された会員によって構成される。
- (1) 少女会員
- | | |
|-------------|---------------------|
| ・ テンダーフット部門 | 就学前1年の少女 |
| ・ ブラウニー部門 | 小学生1年生から3年生までの少女 |
| ・ ジュニア部門 | 小学生4年生から6年生までの少女 |
| ・ シニア部門 | 中学校在学の少女 |
| ・ レンジャー部門 | 高等学校在学及びその年齢に該当する少女 |
- (2) 成人会員 少女の活動を支援し、その育成にあたる18歳以上の成人
- | | |
|---------|---|
| ・ リーダー | 日本連盟発行の認定書を有し、少女会員の指導にあたる女性。各部門、20歳以上のリーダーが1名以上必要 |
| ・ 運営員 | 運営にかかわる活動をする |
| ・ SCAPP | 興味・関心のある活動を行い、その成果を団や地域に生かす活動をする |

第7条 (選 出)

運営員・SCAPP代表・リーダー・監査の選出は次の通りである。

- (1) 運営員は、部門毎、少女会員の保護者から選出する
- (2) SCAPP代表2名はSCAPPの中から選出する
- (3) 団委員長、副団委員長、書記、会計、監査、その他の役職は、団委員会で選出する
- (4) リーダーは、有資格者の中から団委員会で選出する
- (5) 監査は、団委員及びリーダーと兼任することはできない
- (6) 任期は、1年として再任は、妨げない

第8条 (任 務)

運営員・SCAPP代表・リーダー・監査の任務は次の通りである。

- (1) 団委員長は、団を代表し団務を総理する
- (2) 副団委員長は、団委員長を補佐し、団委員長の支障のあるときは、その任務を代行する
- (3) 書記は、登録事務及び団委員会の記録をとる
- (4) 会計は、会計事務を司る
- (5) 運営員、SCAPP代表は、団委員会に出席し、リーダーを助け、団の運営にあたる
- (6) リーダーは、少女会員とともに活動し少女の育成にあたる
- (7) 監査は、団会計を監査する

第9条 (会 議)

本団の会議は、団総会、団委員会、リーダー会、団連絡会とする。

(1) 団総会

- 1 団総会は、少女会員の保護者及び成人会員をもって構成し、委任状を含め、構成員の3分の2以上の出席を必要とする
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する
- 3 団総会は、年1回以上団委員長が必要と認めたときに招集する
- 4 団総会の議長は団委員長がこれにあたる
- 5 団総会の議事録を作成し、大阪府連盟に提出するとともに、団事務所に保管する
- 6 団総会は、次の事項について決議する
 - ① 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算についての承認
 - ② 団委員及び監査の承認と解任
 - ③ 団規約の制定及び改訂
 - ④ 団の解散及びそれに伴う残余財産の処分
 - ⑤ その他の重要事項

(2) 団委員会

- 1 団委員会は運営員及びSCAPP代表、各部門リーダー代表をもって構成される
- 2 団委員会は、月1回開かれ、団務を審議決定する
- 3 臨時団委員会は、団委員長が必要と認めたとき開くことができる
- 4 団委員会の任務

- ① 団および少女会員および成人会員の登録を行う
- ② 団総会に付議する事項を決定する
- ③ 少女会員および成人会員の活動を支援する
- ④ リーダーの育成
- ⑤ ガールスカウト活動を広報し、会員増強につとめる
- ⑥ 団の財政を健全に保持する
- ⑦ その他、団の運営のための必要な事項を行う

(3) リーダー会

- 1 リーダー会は全部門のリーダーによって構成され、月1回開かれる
- 2 リーダー会は、各部門との連絡調整、その他スカウトの育成に関することを協議する

(4) 団連絡会

- 1 団連絡会は、年1回以上、団委員長が必要と認めたとき開催する
- 2 団連絡会は、団運営のための意見交換の場とする

第10条 (会計年度)

本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第11条 (会 計)

本団の経費は、育成会からの補助金その他の収入をもってあたる。

第12条 団規約を改訂しようとするときは、あらかじめ大阪府連盟の承認を得る。

第13条 本団を解散しようとするときは、あらかじめ大阪府連盟の承認を得る。

第14条 本団には、育成会を置く。

第15条 本団の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い方針」に定め、適正に運用するものとする。

附 則

- 1 この団則は、昭和53年4月1日から施行される。
- 2 この団則は、平成8年4月10日から施行される。
- 3 この規約は、団則より名称変更され、平成10年10月25日から施行される。
- 4 この規約は、平成16年4月1日より施行される。
- 5 この規約は、平成24年5月13日より施行される。
- 6 この規約は、第15条が追加され、令和元(2019)年5月12日より施行される。

令和6(2024) 年度 事業・活動報告書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

開催月	事業	目的及び内容
4月	緑の募金	趣旨に賛同し、スカウト自ら募金活動を行い、社会に貢献できることを認識する
5月	任命式 育成会総会・団総会 ガールスカウトの日 (おさそいキャンペーン)	運営員・リーダーを任命し、新たな一年が始まることを共有する 決算・事業報告並びに予算・事業計画案等について報告・決議 広く90団のガールスカウト活動を知っていただく参加者とともに野外炊飯を実施
6月	団連絡会① 倉庫点検	活動報告と団キャンプの説明 キャンプ前備品点検
7月	団キャンプ	「出来るを増やそう」をテーマ 2泊3日 (尼崎市立美方高原自然の家「とちのき村」)
8月	レンジャー全国キャンプ参加	戸隠にて全国から集まったレンジャースカウトとの交流キャンプ (戸隠キャンプ場)
9月	90団フェスティバル	各部門年代に合わせスカウトがブースを企画し、実施 団家族の交流
10月	団連絡会 ユニセフ募金 水無瀬神宮秋祭り	活動報告・キャンプ報告 趣旨に賛同し、スカウト自ら募金活動を行い、社会に貢献できることを認識する 地域交流の場として参加 (フリーマーケットとして参加)
11月	島本町文化祭 滋賀18団との交流会	地域の方にガールスカウト活動を知ってもらう (スカウトが来場者へ体験指導し交流を図る) 他団のスカウトとパトロールを作り、野外炊飯やゲーム通して交流を深める
12月	おさそいキャンペーン (団内研修)	活動の趣旨を伝え、少女スカウトを募集 (講師を招きワークショップ)
1月	新年集会 お茶会	神社に活動の安全と充実を願い参拝 伝統文化を体験する
2月	ワールドシンキングデイ	世界中の人達に思いをはせる事を目的としたプログラム
3月	フライアップ式 春の集い あゆみ発行	部門を終了したスカウト達を祝う。チャレンジすることを目的としたバッジ取得者を表彰 部門・団家族の交流の場 (野外料理) 年間活動記録の作成

1. 毎月1回の団委員会及びリーダー会を実行
2. 少女スカウトは、各所属部門にて月1～2回程度の集会を実行

様式第3号

令和6(2024)年度決算・収支(見込)報告書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	248,819	
補助金	620,000	90団育成会より団活動費として¥450000 90団育成会より周年事業補助として¥100000 町補助金¥70000
登録費	406,500	¥7000×53人+¥5000×4人+¥5000×1人+¥3500×3人
保険	27,450	¥450×61人
団キャンプ費	192,000	スカウト参加費
シニア・レンジャー旅行	48,000	スカウト参加費
春の集い	24,000	スカウト参加費
需品レンタル費	11,000	ユニフォームレンタル料
事業収益金	19,000	水無瀬神宮秋祭り
雑収入	2,175	利息、会場費返金(前年度分)など
合 計	1,598,944	

支出

項 目	金 額	内 訳 説 明
登録費	427,000	¥7000×61人
保険代	27,450	¥450×61人
団キャンプ費	403,550	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
シニア・レンジャー旅行	108,000	スカウト・リーダー・参加費
春の集い	50,000	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
部門活動費	118,125	各部門活動費
団活動費	126,100	団行事等(町補助金¥20,637を含む)
府連盟・ブロック負担金	21,100	大阪府連盟賛助会費・ブロック費・団会員費
研修費	5,000	成人研修費・リーダー養成講習費補助他
その他団維持費	12,500	事務費・交通費・会議費
褒賞費	15,000	ガールスカウトバッジ他
備品費	53,163	グッズ購入送料、給水タンク、テーブル、プロジェクタなど(町補助金¥49,363含む)
事業費	0	
周年事業積立金	100,000	
合 計	1,466,988	

収入－支出＝次年度繰越金 131,956

特別会計

項目	R6. 3. 31現在高 (R5年度決算額)	R6年度収入	R6年度支出	R6. 12. 2現在高 (R6年度決算見込)
活動準備金	1,850,590	40	0	1,850,630
周年事業積立金	532,134	100,001	0	632,135

令和7(2025)年度 事業・活動計画書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

開催月	事業	目的及び内容
4月	緑の募金	趣旨に賛同し、スカウト自ら募金活動を行い、社会に貢献できることを認識する
5月	任命・入団式 育成会総会・団総会 ガールスカウトの日 おさそいキャンペーン	運営員・リーダーを任命し、新入団者を迎え、新たな1年が始まることを共有 決算・事業報告並びに予算・事業計画案の確認 地域の方々に活動を理解していただく 活動の趣旨を伝え、少女スカウトを募集
6月	団連絡会① 倉庫点検	活動報告と団キャンプの説明 キャンプ前備品点検
7月	団キャンプ	野外活動を楽しみ、技術の向上を図る
9月	90団フェスティバル	各部門活動を披露するとともに、団家族の交流の場を目的とする
10月	団連絡会② ユニセフ募金 水無瀬神宮秋祭り	活動報告と地域行事参加協力依頼 趣旨に賛同し、スカウト自ら募金活動を行い、社会に貢献できることを認識する 地域交流の場として参加
11月	島本町文化祭 90団50周年記念行事	地域の方にガールスカウト活動を知ってもらう 50周年記念式典を行う
12月	おさそいキャンペーン 団クリスマス会	活動の趣旨を伝え、少女スカウトを募集 団家族の交流の場とする
1月	新年集会 お茶会	神社に活動の安全と充実を願い参拝 伝統文化にふれる機会を持つ
2月	ワールドシンキングデイ	世界中の人達に思いをはせる事を目的としたプログラム
3月	入団説明会 フライアップ式 春の集い あゆみ発行	具体的な活動内容を伝え、少女会員を募集 部門を終了したスカウト達を祝う。チャレンジすることを目的としたバッジ取得者を表彰します 部門・団家族の交流 年間活動記録の作成

1. 毎月1回の団委員会及びリーダー会を実行
2. 少女スカウトは、各所属部門にて月1～2回程度の集会を実行

様式第5号

令和7(2025)年度予算・収支(見込)書

団体名 ガールスカウト大阪府第90団

収 入

項 目	金 額	内 訳 説 明
前年度繰越金	131,956	
入団金	12,000	¥6,000×2人
補助金	570,000	90団育成会より団活動費として¥400000 90団育成会より周年事業補助として¥100000 町補助金¥70000
登録費	406,500	¥7,000×53人＋¥5,000×5人＋¥3,500×3人
保険	27,450	¥450×61人
団キャンプ費	280,000	スカウト参加費
シニア・レンジャー旅行	48,000	スカウト参加費
春の集い	98,000	スカウト参加費
需品レンタル費	13,000	ユニフォームレンタル料
事業収益金	20,000	水無瀬神宮秋祭り
周年事業積立金とりくずし	600,000	
雑収入	0	
	2,206,906	

支出

項 目	金 額	内 訳 説 明
登録費	427,000	¥7,000×61人
保険代	27,450	¥450×61人
団キャンプ費	340,000	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
シニア・レンジャー旅行	72,000	スカウト・リーダー参加費
春の集い	75,000	スカウト・リーダー・スタッフ参加費
部門活動費	150,000	
団活動費	136,100	団行事等 (内町補助金¥30,000を含む)
府連盟・ブロック負担金	22,200	大阪府連盟賛助会費・ブロック費・団会員費
研修費	15,000	成人研修費・リーダー養成講習費補助他
その他団維持費	55,000	事務費・交通費・記録費・会議費他
褒賞費	23,000	ガールスカウトバッジ他
備品費	60,000	タープテント購入他(内町補助費¥40,000含む)
事業費	0	文化祭他
周年事業事業(式典・旅行)	450,000	
周年事業事業(記念誌)	150,000	
周年事業事業(記念品)	100,000	
予備費	104,156	
合 計	2,206,906	

収支差引額

0 円

特別会計

項目	R6. 6. 6現在高 (R6年度決算見込)	R7年度収入	R7年度支出	R8. 3. 31見込. (R7年度決算見込)
活動準備金	1,850,630	0	0	1,850,630
周年事業積立金	632,135	- 103,000,000	700,000	32,135

ガールスカウト大阪府第90団

減免を希望する組織(下部組織)

役職名	氏名	住所	電話番号
団委員長(代表)			
テンダーフット部門			
ブラウニー部門			
ジュニア部門			
シニア・レンジャー部門			
SCAPP部門			

構成人数 6人(2024年11月15日現在)

社会教育関係団体認定申請書

令和 6 年 12 月 2 日

島本町教育委員会

委員長 横山 寛 様

団体名 島本町レクリエーション協会

（発足年月日）平成10年1月20日

所在地 島本町東大寺3-56-6

代表者名 内田好子

連絡先 同上

電話番号 075-961-5247

社会教育関係団体として認定願いたく、下記の関係書類を添えて申請します

記

1. 定款または規約等
2. 前年度事業・活動報告書及び決算・収支（見込み）報告書
3. 当該年度事業・活動計画書及び予算・収支見込書
4. 役員名簿・構成員の人数
5. その他

規 約

島本レクリエーション協会

(名 称)

- 第1条 本会は、島本レクリエーション協会（以下「レク協」という。）と称し、事務局を会長宅におく

(目 的)

- 第2条 島本町内の各種レクリエーション関係クラブ・グループなどをまとめて、広い範囲のレクリエーション活動を推進・支援して相互の親睦と融和を図り、生き甲斐のある生涯健康社会の実現を目指すことを目的とする

(事 業)

- 第3条 レク協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う
- (1) レクリエーション活動に関する動向調査
 - (2) レクリエーション活動に関する各種事業の推進、及び町が主催する関連行事への積極的参加・協力
 - (3) 各クラブ相互間の連絡及び調整
 - (4) 各クラブの運営に対する指導及び助言
 - (5) その他、この会の目的達成に必要な事業

(組 織)

- 第4条 レク協は、島本町内のレクリエーション関係の各種クラブをもって組織する
各クラブは、会員制をもって組織する

(加 入)

- 第5条 レク協に加入を希望する団体は、理事会の承認を得なければならない

(役 員)

- 第6条 レク協に次の役員を置く
- (1) 理 事 会 長 1名
 - (2) 理 事 副会長 1名
 - (3) 理 事 会 計 1名
 - (4) 理 事 会計監査 1名
 - (5) 理 事 若干名

(役員を選出)

- 第7条 理事の選出は各クラブの推薦による
会長、副会長、会計、会計監査は理事会に於いて選出する

(理事の職務)

- 第8条 会長は、レク協を代表し、会務を統括する
副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する
会計は、会計事務を司る
会計監査は、会計事務を監査する
理事は、レク協の円滑な運営に努める

(任期)

- 第9条 理事の任期は1年とするも再任を妨げない
補充理事の任期は、前任者の残任期間とし、増員による理事の任期は、
他の理事の残任期間と同様とする
任期満了に於いても後任者が決定するまで在任する

(理事会)

- 第10条 理事会は、会長がこれを召集し、レク協の事業及び予算ならびに業務の
運営に必要な事項を審議処理する
理事会は理事の過半数の出席により成立する
議決は出席理事の過半数により決する
総会は理事により開かれ議決成立

(会計)

- 第11条 レク協の運営費は、次に掲げるものをもってこれを支弁する
(1) 会費
(2) 補助金
(3) 寄付金
(4) その他

(事業・会計年度)

- 第12条 レク協の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日
に終わる

(規約の変更)

- 第13条 本規約は、理事会の決議によりこれを変更することができる

(付則)

この規約は、平成10年1月20日制定同日施行する
平成11年 1月19日 一部改正
平成11年 4月 1日 一部改正
平成12年 1月20日 一部改正
平成12年 3月 1日 一部改正
平成13年 1月20日 一部改正
平成17年 1月12日 一部改正

様式第2号

令和6年度事業・活動報告書

団体名島本町レクリエーション協会

開催月	事業の目的及び内容
	別紙のとおり

令和6年度(2024年度)島本レクリエーション協会(加盟組織団体)事業・活動報告書 ②

開催月	活動計画	団体名	開催月	活動計画	団体名
	健康美クラブ			*島本3on3バスケットボールクラブ*	
	ジャギー教室・土曜フレンズ教室		6月	MJBC 交流大会 (小学生クラブチーム 4チーム リーグ戦)	
	ストレッチ・コア・ダンベル等で筋肉、体幹を整える		10月	MMBC 女子大会 (18才女性クラブチーム 5チーム リーグ戦)	
	毎週木曜日・土曜日		10月	町民スポーツ祭 お手伝い	
	各教室 月4回 レッスン開催		11月	MJBC 交流大会 (小学生クラブチーム 4チーム リーグ戦)	
	令和6年4月～令和7年3月		11月	MABC MIX大会 (男女混合クラブチーム 6チーム リーグ戦)	
			2月	MJBC 3on3 大会 (バスケットに興味がある小学生招集)	
	島本スポンジテニス協会				
5月	第28回島本春季大会 豊能ミニニ合同練習会				
6月	豊能合同練習会 豊能交流会				
7月	第11回大阪大会				
8月	第18回西宮オープン大会・豊能合同練習会				
10月	第25回北摂大会				
10月	第24回全国大会				
11月	豊能合同練習会・第29回島本秋季大会				
12月	第19回協会長杯大会				
1月	豊能初打ち大会				
3月	河内長野連盟春季大会 (予定)				

＊各4団体 レクリエーション協会会員として、町民スポーツ祭・島本文化祭、三ツツ祭・島本文化祭、三ツツ祭・島本文化祭に参加協力

令和6年度会議録

島本レクリエーション協会

年・月・日	議題・内容		
R6. 5. 14	第1回定例会	1	令和6年度会計報告・令和5年度予算案について
		2	令和6年度役員名簿の確認
		3	年会費納入
		4	各催し物の委員会中間及び委員確認
		5	ふれあいセンター使用の減免許可証について
		6	令和5年度レク協事業について
R6. 7. 17	第2回定例会	1	レク協主催の行事について
		2	町民スポーツ祭 委員会報告 新体育館など整備計画策定委員
R6. 9. 24	第3回定例会	1	レク協主催の行事について(今年は中止)
		2	町民スポーツ祭 委員会報告
		3	生涯学習課関係各実行委員会の会計監査について
		4	広報に掲載予定の原稿について
R6. 11. 26	第4回定例会	1	生涯学習課に提出する書類について
		2	令和7年度の各団体 島本レクリエーション協会宛 申請書提出
		3	しまもとミニマラソンの担当からの確認報告
		4	広報に掲載予定の原稿回収
R6. 12. 10	第5回定例会 (予定)	1	体育館定期使用申請書類について
		2	反省会
R6. 3. 12	第6回総会 (予定)	1	令和6年度会計報告・令和6年度予算案について
		2	令和7年度役員の確認
		3	各催し物の委員会報告及び計画案
		4	令和7年度レク協日帰り行事について

令和 6 年度決算・収支（見込）報告書

団体名 島本レクリエーション協会

収入

項目	金額	内訳説明
合計		

別添のとおり

支出

項目	金額	内訳説明
合計		

収支差引額

令和 6 年度 会計報告書（見込み）

団体名 島本レクリエーション協会

収 入

（単位：円）

項目	金額	内訳説明
前年度繰り越し金	93,503	
年会費	18,000	3,000×6団体
合計	111,503	

支 出

（単位：円）

項目	金額	内訳説明
レク協事業費	0	日帰り研修中止
会議費	24,000	行事の反省会・総会
施設使用料	2,880	年長者座敷 1,440×2回（見込み）
雑費	5,000	お弁当代（町民スポーツ祭）・コピー代（見込み）
合計	31,880	

収支差引額（ 111,503 - 31,880 = 79,623 ）

令和 6 年 12 月 1 日

団体名 島本レクリエーション協会

会 計

2024(R6)年度 レク協会費

	団 体 名	会費入金日	金額
1	島本グラウンドゴルフクラブ	2024.5.24	3,000
2	島本ターゲットバードゴルフクラブ	2024.5.14	3,000
3	バウンドテニス島本	2024.5.14	3,000
4	島本スポンジテニス協会	2024.5.14	3,000
5	島本町バスケットボール3on3クラブ	2024.5.14	3,000
6	健康美クラブ	2024.5.14	3,000

令和6年度（2024年度）島本レクリエーション協会 役員名簿

役員名	氏名	住所	電話番号
会長			
副会長・庶務			
理事			
理事			
理事			
会計			
会計監査			

構成人員

* 島本グラウンドゴルフクラブ	男 22名 女 41名	63
* 島本ターゲットバードゴルフクラブ	男 6名 女 8名	14
* バウンドテニス島本	男 5名 女 16名	21
* 島本スポンジテニス協会	男 17名 女 23名	40
* 島本町バスケットボール3on3クラブ	男 29名 女 15名	95
	男子 41名 女子 13名	
* 健康美クラブ	女 20名	20
総合計（人数）		253

記載日 令和6年(2024年)11月 吉日

本部及び加盟組織名一覧表

令和6年度（2024年度）

団体名 島本レクリエーション協会

【本部名】

団体名	代表者	住所	電話番号
島本レクリエーション協会	内田好子	島本町東大寺3-5-6	961-5247

【加盟組織名】（各部・連盟・クラブ名）

No.	加盟組織団体名	各部・連盟・クラブ名	代表者	住所	TEL
1	島本グラウンドゴルフクラブ				
2	島本ターゲットバードゴルフクラブ				
3	バウンドテニス島本	バウンドテニス島本			
4	島本スポンジテニス協会	①スポンジテニスクラブ			
		②スポンジテニス同好会			
		③スポンジテニスもくようクラブ			
5	島本町バスケットボール 3on3クラブ	①MMBC			
		②MABC			
		③MJBC			
6	健康美クラブ	①ジャギー教室			
		②土曜フレンズ			

記載日 令和5年(2024年)12月 吉日

様式第4号

令和7年度事業・活動計画書

団体名 島本町レクリエーション協会

開催月	事業の目的及び内容
	別紙のとおり

令和7年度（2025年度）島本レクリエーション協会（加盟組織団体） 事業・活動計画書 ③

開催月	活動計画		開催月	活動計画		団体名
	活動計画	団体名		活動計画	団体名	
	島本グラウンドゴルフクラブ			*バウンデテニス島本		
4月	総会	連合会会長杯グラウンドゴルフ大会	5月	大阪府民体育大会・第43回全国バウンデテニス選手権大会		
5月	春季グラウンドゴルフ大会		8月	第3回だんじり大会		
	高島市と親睦グラウンドゴルフ大会		9月	近畿ブロック親善交流大会		
9月	秋季グラウンドゴルフ大会		10月	オータムチャレンジスポーツ2024		
10月	日帰り親睦会GG研修会		11月	第31回大阪府バウンデテニス選手権大会		
	町長杯グラウンドゴルフ大会		11月	第28回近畿ブロックB T選手権大会選手権大会		
11月	ライオンズクラブ杯グラウンドゴルフ大会		1月	第30回バウンデテニス島本新年大会		
12月	年末グラウンドゴルフ大会		1月	第28回近畿ブロック選手権大会		
3月	期末グラウンドゴルフ大会・いきいき健康杯		2月	2025府民スポーツバウンデテニス大会		
	*毎週 火曜日・木曜日 定例研修会			*毎週 火曜日・土曜日 練習日		
	島本ターゲットバードゴルフクラブ					
4月	定期総会					
5月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会					
9月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会					
11月	島本TBGクラブ主催 親睦競技会					
3月	島本町スポーツ大会					
	毎週金曜日	定例会（春9:30-12:00 秋12:30-15:30）				

*各4団体レクリエーション協会会員として、町民スポーツ祭・島本文化祭、レク協主催の日帰り研修会に参加協力

令和7年度（2025年度）島本レクリエーション

※各3団体 レクリエーション協会会員として、夏祭り・町民スポーツ祭・島本文化祭、レク協主催の日帰り研修会に参加協力

令和7年度会議計画

島本レクリエーション協会

年・月・日	議題・内容		
R7. 5. 1	第1回定例会	1	令和6年度会計報告・令和7年度予算案について
		2	令和7年度役員名簿の確認
		3	年会費納入
		4	各催し物の委員会中間及び委員確認
		5	ふれあいセンター使用の減免許可証について
		6	令和7年度レク協事業について
R7. 7	第2回定例会	1	レク協主催の行事について
		2	町民スポーツ祭 委員会報告
R7. 10	第3回定例会	1	レク協主催の行事について
		2	町民スポーツ祭 委員会報告
		3	生涯学習課関係各実行委員会の会計監査について
R7. 12	第4回定例会	1	各行事の報告
		2	島本レクリエーション協会あて 申請書提出
R8. 3	第5回定例会	1	総会

令和 7 年度予算・収支（見込）書

団体名 島本レクリエーション協会

収入

項目	金額	内訳説明
合計		

別添のとおり

支出

項目	金額	内訳説明
合計		

収支差引額

令和7年度（2025年度）会計予算（案）

島本レクリエーション協会

収 入

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	79,623	
年会費	18,000	3,000円 × 6団体
合 計	97,623	

支 出

項 目	金 額	摘 要
事務費	5,000	印刷・コピー・紙代
レク協事業費	50,000	日帰りツアー補助
施設使用料	2,880	会議室使用料
会議費	24,000	諸行事の反省会 総会
合 計	81,880	

収支差引額 97,623 - 81,880 = 15,743

本部及び加盟組織名一覧表

令和7年度 (2025年度)

団体名 島本レクリエーション協会

【本部名】

団体名	代表者	住所	電話番号
島本レクリエーション協会	内田好子	島本町東大寺3-5-6	961-5247

【加盟組織名】 (各部・連盟・クラブ名)

No.	加盟組織団体名	各部・連盟・クラブ名	代表者	住所	TEL
1	島本グラウンドゴルフクラブ				
2	島本ターゲットバードゴルフクラブ				
3	バウンドテニス島本	バウンドテニス島本			
4	島本スポンジテニス協会	①スポンジテニスクラブ			
		②スポンジテニス同好会			
		③スポンジテニスもくようクラブ			
5	島本町バスケットボール 3on3クラブ	①MMBC			
		②MABC			
		③MJBC			
6	健康美クラブ	①ジャギー教室			
		②土曜フレンズ			

記載日 令和6年(2024年)12月 吉日

令和6年度島本町社会教育関係団体活動支援事業補助金執行状況一覧

1	2	3	6	8	9	10
No.	団体名	事業名	代表	交付額	実績額	精算額
1	島本町文化協会	文化のつどい	釜谷 昌宏	70,000円	66,151円	3,849円
2	島本町PTA連絡協議会	教育講演会	板井 義治	70,000円	事業未完了	—
3	島本音楽協会	島本音楽協会第198回コンサートから第201回コンサートまでの4回の年間コンサート事業	松永 昌子	70,000円	事業未完了	—
4	特定非営利活動法人 島本町体育協会		大杉 堅一			
5	島本町少年野球協議会	少年野球体験会	増山 賢次	70,000円	事業未完了	—
6	日本ボーイスカウト島本第1団		八代 龍之介			
7	ガールスカウト大阪府第90団	おさそいキャンペーン(ガールスカウト体験集会)	宮本 克美	70,000円	事業未完了	—
8	島本レクリエーション協会		内田 好子			